

平成31年 2月26日

1. 出席議員

1番	大坪	久美子	14番	吉田	達志
2番	橋本	正敏	16番	栗原	吉平
3番	田中	栄一	17番	樋口	良夫
4番	堤	康幸	18番	三角	真弓
5番	高橋	信広	19番	井本	政弘
6番	小川	栄一	20番	中島	富定
7番	石橋	義博	21番	森	茂生
8番	伊井	渡	22番	栗山	徹雄
9番	牛島	孝之	23番	井上	賢治
10番	萩尾	洋	24番	松崎	辰義
11番	角田	恵一	25番	樋口	安癸次
12番	服部	良一	26番	川口	誠二
13番	中島	信二			

2. 欠席議員

15番 寺尾 高良

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	古賀	安博
事務局参事兼次長	秋山	勲
書記	坂本	裕美子
書記	中園	弘一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之						
副	市	長	中園昌秀						
副	市	長	鎌田久義						
教	育	長	橋本吉史						
総	務	部	長	石井稔郎					
企	画	部	長	井手勇一					
市	民	部	長	松尾一秋					
健	康	福	祉	部	長	坂井明子			
建	設	経	済	部	長	松延久良			
教	育	部	長	永溝弘幸					
総	務	課	長	野田勝広					
財	政	課	長	田中和己					
防	災	安	全	課	長	石川幸一			
観	光	振	興	課	長	井上啓時			
市	民	課	長	栗秋克彦					
福	祉	課	長	白坂正彦					
子	育	て	支	援	課	長	平島英敏		
健	康	推	進	課	長	橋爪美栄子			
介	護	長	寿	課	長	平島隆夫			
都	市	計	画	課	長	原寿之			
商	工	・	企	業	誘	致	課	長	仁賀木大助
学	校	教	育	課	長	原亮一			
社	会	教	育	課	長	山口昭弘			

議事日程第3号

平成31年2月26日（火） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 高橋信広議員
- 2 石橋義博議員
- 3 森茂生議員
- 4 三角真弓議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（川口誠二君）

おはようございます。お知らせいたします。高橋信広議員、三角真弓議員要求の資料をタブレットに配信いたしておりますので、御了承願います。

ただいま出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第9条ただし書きの規定により、タブレットに配信をいたしておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（川口誠二君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。5番高橋信広議員の質問を許します。

○5番（高橋信広君）

おはようございます。5番高橋信広でございます。傍聴席の皆様にはお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。

さきの通告に従いまして、一般質問を行います。

本日は、映画「野球部員、演劇の舞台に立つ！」について及び健康寿命の延伸についての2点でございます。

最初に、映画「野球部員、演劇の舞台に立つ！」について伺います。

この映画は、昨年2月24日封切りから、この1年で全国の劇場において21会場、ホールや

学校において33会場で上映されてきました。今後も教育関係者への働きかけやドリパス活用による上映を中心に、より多くの方に見ていただく活動を実施していくと聞き及んでおります。この映画の広がりによっては、宣伝効果による八女市の知名度アップと経済波及効果が期待できるとともに、いま一つは、文部科学省特別選定作品に選ばれたことで青少年の教育の一環としての役割も担えるものと考えております。本市としても補助金を初めとした経済的支援、あるいは人的サポートなど、支援、協力をされてきたことが今日の高い評価につながっているものと認識しております。しかしながら、熊本県、鹿児島県で広がりを見せているものの、肝心の福岡県では動きが見られないという実態がありまして、いましばらくの支援の必要性を感じております。

そこで、福岡県を軸としてこの映画をさらに広げるためには、今後どのような形で支援していられるのかを中心にお聞きいたします。

次に、健康寿命の延伸について伺います。

1つは、特定健診の有無と医療費との相関関係が市民の健康増進、維持をサポートする観点と医療費適正化の観点で重要な要素であると考えております。

そこで、具体的な数値がどのようになり、今後いかに生かすかについてお聞きいたします。

2つ目として、保険者努力支援制度に関する取り組みについて進捗状況と、中でも個人インセンティブ提供としての八女市健康ポイント事業については、来年度の対策を含めて概要をお聞きいたします。

以上2点について、執行部におかれましては明快な回答をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

これより質問席にて順次お聞きいたします。よろしくお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日の一般質問、どうぞよろしくお願いをいたします。

高橋信広議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、映画「野球部員、演劇の舞台に立つ！」についてにつきましては、この後、教育長が答弁をいたしますので、先に健康寿命の延伸について答弁をいたします。

健康寿命の延伸についてでございますが、特定健診受診と医療費の相関関係をどのように捉え、今後生かしていくのかという御質問でございます。

糖尿病を初めとする生活習慣病は自覚症状が乏しいため、特定健診受診を促し、その結果、個々の身体の状態に応じた保健指導や栄養指導を行うことで生活習慣病の発症予防や重症化予防につながることが重要でございます。

特定健診受診者と未受診者を比較すると、生活習慣病の医療費は14,601円の差があり、医

療費の抑制からも特定健診の受診率向上は必要不可欠でございます。そのために、今年度は特に星野地区、上妻地区において戸別訪問による受診勧奨、健康ポイント事業、特定健診未受診者の医療情報収集事業に取り組み、特定健診受診の向上に努めており、前年度と比較すると集団健診及び個別受診ともに増加をしております。今後も特定健診の必要性を市民に周知し、受診率向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、保険者努力支援制度に関する平成30年度取り組みの進捗状況はというお尋ねでございます。

持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30年度から国民健康保険制度が改正され、保険者努力支援制度が導入をされました。

この制度に対する交付金は、国が設定した12項目の指標の実施状況や目標値の達成度によって配分をされます。平成30年度の八女市の指標に対する評価点数については、県平均点数を大きく上回り、県内市町村で9位となっており、37,590千円の交付額となっております。今年度は、これまで評価が低かった個人へのインセンティブの提供と歯周病検診を重点的に取り組み、特定健診、がん検診の受診率向上を目指しています。年度の途中ですが、特定健診の受診者が前年度と比べ579人ふえているところでございます。

次に、八女市健康ポイント事業の成果と課題並びに来年度の改善策を含めた具体策はという御質問でございます。

保険者努力支援制度における保険者共通の指標に個人へのインセンティブの提供の実施が含まれております。今年度から取り組んだ八女市健康ポイント事業については、現在147人の申請があり、年度末には500人の達成を見込んでおります。しかしながら、初年度ということもあり、健康ポイント事業の周知不足やポイント獲得要件のハードルが高いことでモチベーションの向上につながらないことが見えてきました。この課題を踏まえ、来年度は広報活動はもちろんのこと、各種イベントなどの機会を捉えた周知活動、ポイント獲得対象事業の拡充、ポイント獲得の個人型に加え、地域の共助力を生かした健康ポイント事業を展開してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

5番高橋信広議員の一般質問にお答えいたします。

1、映画「野球部員、演劇の舞台に立つ！」についてのお尋ねでございます。

この映画をどう評価しているのか、また、八女市にとってどのような効果をもたらしているのかのお尋ねです。

この映画は文部科学省の特別選定作品となっており、その内容は素晴らしいものであると評価しております。また、八女市のいろいろな特産品や景観が映画の中に出てくるため、八

女市の大変いい宣伝にもなっております。

次に、今後の支援はどのように考えているのかとのお尋ねです。

これまで映画の制作費への助成や市民会館の使用料の減免及び応援券のあっせんや関係団体への推薦など、物心両面にわたり支援を行ってきたところでございます。今後はさらに多くの方にこの映画を見ていただけるよう、さまざまな機会を捉え、この映画のすばらしさを伝えてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○5番（高橋信広君）

ありがとうございました。

最初に、映画の「野球部員、演劇の舞台に立つ！」についてお聞きいたします。

まず、支援についての必要性については冒頭申し上げましたが、本来でしたら、八女市がやっている事業ではございませんので、こういう場で質問することに少し私も違和感あるところがあるんですが、補助金を8,000千円拠出していただいていますので、今のところ、その8,000千円のリターンがあるのかなという疑問もあって、やるんだったら、やっぱり徹底的に支援していくべきだろうという観点で少し御質問させていただきたいと思っています。

支援の必要性という意味では、1つは、この映画をつくった制作会社は大手じゃございません。そういう意味では、宣伝広告費というところは余り使われなし、いろんな人たちの力をかりて広告を広げていくことが必要になってくるということが1つです。

それからもう一つは、スタッフというところ、ニューフェイスを中心に今回映画をつくられております。一部有名人ももちろんおられるんですが、そういう意味で、いわゆるメジャー的な映画じゃないということも1つあると思います。

それと、片一方では、この映画が非常に評価が高いというところがございます。先ほど答弁にもありましたように、文部科学省特別選定作品に選定されています。これは平成29年12月ですね。それから、その後に年少者映画審議会推薦作品ということにもちょうど1年前の平成30年1月に認定されています。実際、これが封切りの平成30年2月24日のときのぴあ映画初日満足度ランキングとあるんですけど、いろんな映画があって、その中の満足度のナンバーワンということで、見ていただいた方には非常に感動も与える、よかったという評価を得ている映画でございますので、ぜひ広げる価値は大いにあると思っております。

そういう中で、まだ1年ですが、こういう中で最初の質問の中で、この映画をどう評価しているかということと、もう一つは、この1年でそういう効果、何か見えるものがあったかどうかというのは私は余り感じていませんが、担当部署のほうですね、何かそういうところがあればちょっと教えてください。

○社会教育課長（山口昭弘君）

お答え申し上げます。

どう評価しているかについては、市長が答弁いたしましたように、高く評価いたしております。

どういう効果があったかにつきましては、それぞれいろいろな見方があると思いますが、現在、八女市のほうでは、応援券を購入していただいた方で、まだごらんになっていらっしゃる方、そういう人たちに向けて、現在、おこなす八女で上映会をまだ開催している段階でございます。その中では、満杯ではございませんが、かなりの人が入っておられるということをお聞きしておりますので、やはりそれなりの評価といたしますか、反響があっているということをお考えしております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

このことは引き続き、会場が先ほど言いました21会場、33会場ですから、それと、八女市だけでなく、これからは、どちらかといったら外にも広げていきたいということが最終的に経済効果に結びついていくんじゃないかと思っておりますので、長期とは言いませんけど、中期でこれは評価すべきものじゃないかと思っております。

それで、この映画の今後のことなんですけど、いろんな支援はしていただいておりますが、これから経済的な部分というよりか、もう少し広がりを持っていただくようなサポート、実は鹿児島県と熊本県で非常に広がりがあるというのを先ほど冒頭に申し上げましたけど、熊本県については、ここは中山節夫監督の地元ということもあって、熊本では非常に著名な方ということもあって広がりがある。それと、ちょっとど忘れしましたが、それなりの役をやっていた方が山鹿市にいらっしゃって、山鹿は少し盛り上がっているということも聞いております。それから、鹿児島につきましては、幾つかのルートをとって、鹿児島県のいわゆる推奨作品ということで通知書をいただいております。その通知書をベースにいろんな学校に活動されて、そこで採用というか、映画の上映を広げていただいているということがあります。

私も鹿児島があるんだったら、福岡があるんじゃないかということで調べましたけど、福岡も推薦することはできるようですが、このことについては課長のほうも調べられたと思いますが、これについて少し可能性と、それから、できるかどうかを含めてちょっと御答弁いただけますか。

○社会教育課長（山口昭弘君）

お答えいたします。

今おっしゃったように、鹿児島県については県知事の推奨作品、教育委員会の推薦作品となっております。

福岡県でどうかということですが、福岡県も青少年健全育成条例の中に該当すれば、教育委員会の推薦なり知事部局の推奨ということが可能だと考えております。そういうことに関しましては、今後、十分検討いたしまして取り組んでいったほうがいいんじゃないかということ考えております。

ちなみに、今後のこの映画という考え方につきましては、おっしゃるように高等学校での上映がふえてきております。現在、高等学校で今までで21校上映されておまして、今後も19校で上映予定でございます。そういう形で考えますと、やはり知事の推奨なり教育委員会の推薦なり、それをいただけるように取り組んでいったらどうかということ考えております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

この推奨の申請の仕方なんですけど、具体的に市のほうからいろいろとアプローチ、例えば、同行していただいて、しっかりと申請したほうがいいのか、単独で映画のスタッフというか、プロデューサーのほうで直接行ってすんなりできるものか、そのあたりのことは多分映画関係者のほうはわからないと思うんですが、そのサポートというのは十分できますか。

○社会教育課長（山口昭弘君）

お答え申し上げます。

この映画が、当初、市が取り組む際に、やはり一緒になって県知事等に働きかけて後援をいただいたという経過もございますので、そういう形で、製作配給委員会等と十分に協議いたしまして、連携して取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

ありがとうございます。ぜひ協働で推薦の推奨作品としての通知書をいただけるように、よろしくお願ひしたいと思います。文科省の推薦をいただいているので、余りハードルは高くないと思っておりますので、多分これからやれば4月ぐらいにはとれるのかなと思っておりますので、ぜひ前に進めていただくようによろしくお願ひ申し上げます。

それから、次ですが、この映画は、先ほど課長のほうからありましたが、高校生ということが非常にふえているのは間違いないんですが、対象が青少年の小・中・高とあるんですが、小学校は私もちょっと厳しいのかなと。高学年でしたら見てわかっただけの内容と思いますが、対象として、八女市で協力というか、八女市立の中学校に対して全生徒の皆さんに見せるという授業をぜひやっていただければ、中学生の感性を磨く、あるいは全員が見ただいて、その結果、それぞれどう感じたかということを含めて作文を出していただいて、そこでそれぞれの学校で評価していただくような内容は、教育上、非常におもしろいなと私

は個人的に思っているんですが、そういう考えはいかがでしょうか。

○教育部長（永溝弘幸君）

お答えいたします。

議員の八女市内の中学生にもしっかりこの作品のよさ、そして八女のよさを伝えたいという思いはよく理解できるんですが、中学校での映画上映という部分を考えますと、考えられる点として、課題といいますか——が2点あるかなと考えます。1点は、上映のための費用の捻出になります。これをいわゆる保護者負担というところとちょっと厳しいかなという部分。それからもう一点は、学校の授業の中でどのように位置づけるかといいますか、中学校でいいますと年間1,015時間授業をするという枠組みがあります。この授業時数を確保するために、行事を精選したりとかして各学校とも苦勞して取り組んでいるところがございます。そういった部分にどんなふうに位置づけていくかを考えますと、費用も含めましてですけど、校長会等と合議をさせていただいて、授業として進められるかどうかという部分を相談していかなければいけないかなと考えております。

○5番（高橋信広君）

今のハードルが2点ありましたけど、1つは費用の面ですが、費用の面については、それぞれの保護者から多少とばらつきがあったりする可能性もあって厳しいということでございます。そういう意味では、八女市の事業として、学校教育の中の事業の一環、先ほど1,000幾つということで、目先すぐというのは、来年度については非常にスケジュール的に難しいのはわかりますので、来年度の予算として、そういうことをやるかやらないかということを一回議論いただいて、上陽北浜学園の方を外したら全中学生で1,580名ぐらいだったと思いますね。そういう意味では、上陽北浜学園を入れて約1,650名ぐらいの方で、単価的には一般的には700円ということを設定しておりますので、1,000千円から1,200千円でございますので、じゃ、その金額をどうするかというところを、今のふるさと支援寄附金基金のほうから拠出できるような申請を教育から、もしやろうということ結論いただければ、そういうことを可能と私は思うんですが、そういう覚悟でやっていただけるかどうかについてお聞きします。

○教育部長（永溝弘幸君）

お答えいたします。

ふるさと支援寄附金基金を活用できるような事業としてという部分で、そこが事業として成り立って、ふるさと支援寄附金基金が活用させていただけるようになれば、費用的な負担の部分は一つクリアされると思います。ですので、繰り返すにはなりますけど、1,015時間の授業時数、もう少し具体的に言いますと、学年によって違うんですけど、国語は年間140時間とか105時間とか、各教科あるわけなんですよね。映画上映と考えますと、これは特別

活動の文化的行事という部分に位置づけられるのかなと思います。現在の中学校、文化的行事という部分では、合唱を中心とした文化発表会という各教科の成果物の発表の場という形で時間をとっている部分が大半だと思います。そういった部分にこの映画上映等も組み込めるのかどうかという部分を、先ほど申しましたように校長会のほうと協議をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○5番（高橋信広君）

今の回答は前向きということで解釈いたしておりますので、ぜひ御検討いただくようによろしくお願いいたします。

映画については以上ですが、今の現状と、この映画について私は非常にわからないところがあるんですが、いつまでやるんだということも含めて、一旦上映は終わった。2次上映というところに入っておりますので、これがあと二、三年かかるのか、もっとかかるのかわかりませんが、そういうことから、八女市としての支援もいつまでもどこまでもということもひょっとしてあるのかもしれませんが、この支援については、具体的には将来、これからどこまでやっていただくかということについては、市長のお考えをちょっとお聞かせいただければと思います。

○市長（三田村統之君）

お答えをいたします。

ただいま教育部長からも御答弁をされましたけれども、これは私、教育行政に口出すつもりはさらさらございませんが、教育行政の中の一つの事業として取り組むことについては、よほど慎重に考えていかなければならないんではないかと思っております。

ただ、せっかくこのようなすばらしい映画、私も副知事と2人でオープニングに行きまして映画も見ました。感動もいたしました。しかしながら、どういう形でこれから、じゃ、ふるさと納税を使っていいのかどうか、こういう問題もいろいろ検討しなきゃならない問題があります。

ただ、これはやはり映画制作をしたプロダクションが中心でやるべきことであって、そこと十分協議をしながら、どういうことをそのプロダクションが行政に対して考えているのか。この映画を制作するに当たって、先ほど議員おっしゃったように、とにかく補助金を出してほしいと。これは地域のためにも、子どもたちのためにも、そして地域をやはり全国的に名声を知らしめるためにもいいことだから、8,000千円を要望どおり出しましょうということにしたわけです。本来ならば、それから先はプロダクションがやっていかなきゃならないことで、側面的に協力は当然しなきゃならないと思いますので、先ほど教育部長が申し上げたように、入場券は買っているけど、見に行っていない方が随分多いですね。こういう現象をやはり早く解消して、多くの皆さん方に鑑賞に行っていただくということが非常に大事だろ

うと思います。

せっかく上映できて、そして八女市がこのような映画を協力してできたわけですが、今度はそれを影響があって各都市でこの映画の上映を検討し始めているということでございまして、そういう面では、福岡県では先見者として、やはりリーダーシップをとっていかなくちゃいかんという面は当然我々は認識をいたしておりますので、その点はひとつ御理解いただいて、これから教育委員会がどういう検討をなされるかわかりませんが、しかし、後退するような意見はもちろん出ることはないと思いますけれども、内容については教育委員会に、私どもは教育委員会がこういう方向で支援したい。では、行政がどの程度これに関連をして協力ができるかということについては、そうなった場合は行政も考えなきゃならんだろうと思っております。

○5番（高橋信広君）

映画については、私たちが八女市でこういう映画があったのは多分最初だと思うんですね。その映画をやって、本当に八女市の発展に、あるいは宣伝広告、そして経済波及につながるということが起こるかどうかというのは半信半疑の部分も実はあるんです。ただ、補助金も出し、スタートもしている。そうなれば、このまま中途半端に終わっちゃうと、かえって補助金が無駄になることもありますので、やれることだけは一生懸命やって、それでダメなときは、次のときは、この映画についてはしっかり考えることも必要だと思います。

先日、2月21日に、先ほど市長が言われたのはこういうことだと思うんですけど、大牟田でも「いのちスケッチ」という映画をやると。そういう中で、ここの監督は、地方を舞台にした映画は広告効果や経済波及効果だけでなく、地域の人材ネットワークの広がりや地域のアイデンティティーの再構築にもつながるといふ映画の効果というのを、あちこちでやって、そう言われているとは思いますが、そういう仮説を信じて当面はやっていきたいと思っておりますので、ぜひ行政の方、それから、教育委員会、教育長も含めて、御支援のほうをよろしく願いまして、この件については終わります。

それから、次の健康寿命の延伸についてですが、まず、特定健診と医療費との相関関係というのを資料で出していただいておりますが、これは平成30年4月、昨年4月から11月、その結果、健診受診者の平均の医療費が1,684円、それから、健診未受診者のほうが16,285円で、約14,601円の差があるという資料ですよ。これについて、この金額の増減がどうこうじゃなくて、この数値、要は医療費と健診の受診率等のこの相関関係、いろいろデータがあるんですけど、これを課長のほうでは大体重要視していただいているとかいただいているとか、あるいはこの数値も含めて、例えば、14,601円が月ですから、年間にしますと175千円ぐらいの差があるということになるんですね。単純に言えば、じゃ、1,000人が受診したと。今までしていない人が1,000人受診したら、175,000千円ぐらいが本当に削減できるかと。

それはちょっと違うような気がしていますが、そういうことも含めて、この数値の考え方というのはどのようにお考えなのかをお聞きいたします。

○健康推進課長（橋爪美栄子君）

お答えいたします。

まず、提示しております資料につきましては、国民健康保険団体連合会の国保データベースシステムを用いたものでございます。

先ほど御質問がありました、この金額を1,000人受けたと仮定した場合の質問でございますが、提示しておりますこの資料の中には、生活習慣病医療費総額には、生活習慣病は自覚症状が乏しいため、治療の必要性があるけれども治療されていない方、あるいは治療を中断されている方につきましては、受診歴が把握できないため医療費は含まれておりません。このような対象者の方が特定健診を多く受診されますと、生活習慣病に関する医療費は増加すると予想されます。

この資料において、現時点での健診受診者と健診未受診者の医療費の差額を示したものと理解をしております。したがって、この差額の金額をもとに1,000人受診されたと仮定したとする計算は非常に難しいと考えております。特定健診を受診される方の生活習慣病の保有の状況により医療費に差が出ると考えております。

特定健診を受診されることにより、みずからの生活習慣病のリスクの保有状況がわかること、また、特定健診受診の結果から、必要に応じて保健師や管理栄養士の指導を受けることにより、生活習慣をどのように改善するとリスクが減らせるのか、あるいは放置するとどうなるのかなど、糖尿病、高血圧症、心筋梗塞などの発症を防ぐことができます。

特定健診を受診し、自分の体の状態がわかり、必要に応じた治療や生活習慣の改善を行い、継続していくことで生活習慣病の発症や重症化を予防でき、そのことにより健康寿命の延伸を目指し、将来においては医療費が削減できるものと考えております。

本市の前年度の特定健診受診者は4,704人で、受診率は36.8%でございます。まだ40%に至っていない状況でございますので、まずは特定健診の受診率を向上することを努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

そのとおりなんですよね。要は計算上、単純なことじゃないので、今、未受診者の健康状態、レセプトがございますので、やっぱりこのレセプトをうまく活用しながら、グルーピングしながら、もう少し詳細にわたった分析が僕は必要だろうと思っています。

ただ、受診率を上げる、受診することが医療費の削減、医療費の適正化につながるという事実は必ずあるわけですから、データの的にそれは単純にこうならないというだけなので、そ

この計数的なところをもう少し研究していただければと思うんですが、このあたりは市民課長の担当ですかね。よかったらお答えいただければと思います。

○市民課長（栗秋克彦君）

お答えいたします。

国民健康保険団体連合会のデータで先ほど数字が出ておりますけれども、これ以外に、八女市、福岡県、国、それから、同規模自治体のさまざまな状況が入っております。その中のデータを見ますと、人口構成や死亡要因、それから、疾病の状況、医療費の状況、さまざまな部分が出てきておりますので、やはり個々の状況をいかに利用した中で、八女市の医療費に対する考え方というのは、議員がおっしゃるところで進めていかなければならないと考えているところでございます。

しかしながら、先ほど健康推進課長が申しましたように、現在、特定健診率が36.8%ということでまだまだ低い状態です。これがやはり40%、50%に上がっていけばデータとして疾病の状況がもう少し具体的にわかると思いますので、私たちとすれば、まず特定健診率を上げていって、その中でどういう疾病が八女市には多くて、どういう対策が必要なのかというのは今後検討していく必要があると考えておるところでございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

ぜひそういう細かい部分を詳細にわたって研究していただいて、八女市として、特定健診でもこうやっていったら削減がしっかりできるというところを明示できるように、近い将来にはやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

特に、特定健診を受けるのがベストな手段というのは国も含めてみんな言っているわけですね。八女市でも、たまたま私も平成25年8月号の、このときは医療費、国保の法定外繰り入れ等もあって、要はどうしたらいいかという中で、とにかく特定健診を受けてくださいということをその当時から行政の幹部の方も言われているんですね。ところが、その進捗がやっぱり1%、2%、3%というところが、やっぱりやるんだったら思い切り60%にするにはどうするかというところを真剣に、そういう視点でぜひ取り組んでいただきたい。この覚悟がないと、これはできませんので、リーダーシップをとっていただく課長、部長たちが絶対やるという本当の覚悟を持ってしっかりやるというところが重要と思っておりますので、一度特定健診をとにかく60%にするにはどうするかというプロジェクトを組んで僕はやるべきだと思っています。

それから、ちょうど先週、2月20日の国保新聞の中に、今度は市町村の特定健診が非常に進んでいないですね。37.2%というのが平均で出ましたけど、福岡県に至っては33.5%で、37番目と非常に低いです。

そういう中で、政府の経済財政諮問会議では、市町村国保の特定健診受診率は4割に満たない状況で大変大きな問題という意見が出ていると。厚生労働省は3月にも被用者保険を含めた全保険者、いわゆる市町村以外の全部を含めたところですね。その特定健診・保健指導の実施率を公表する方針ということになっています。片一方では、好成績の保険者をたてる仕組みなど、受診率向上策を厚生労働省では検討しているということですので、これは国のほうがやっているのは医療費の適正化のほうが大きな目的だと思いますが、八女市の場合は、それぞれの市民の皆様の健康を守るという視点で、先ほど言ったように、国に負けない、国よりか先行する形で取り組みをぜひやっていただきたいと思います。

最後は、これは部長にその覚悟をちょっとお聞きしたいんですが。

○市民部長（松尾一秋君）

御答弁いたします。

特定健診の受診率と医療費の相関関係はどうなのかということで、さまざまなデータがある中で、八女市が受診している群と受診していない群を長期間にわたって追跡調査をしているわけではないと。しかしながら、国民健康保険の制度として保険者努力支援制度というのができている中で、どうしているのかと考えたところから立ち上がっているというのが現状です。

私自身は、保険者努力支援制度を取り組むことで交付金が明らかに違ってくるということで、財政支援という面でしっかりとできるだけことはしてまいりたいと思っています。当然そうなりますと、その受診結果がふえますと、そこでいろんな問題点が発生してくると。病気が見つかる人もおれば、いろんな方がおられます。それに対して、しっかりと健康推進をしていくというところがこの制度の素晴らしい仕組みだろうと思っています。私たちは国民健康保険でしっかりとインセンティブがありますからということで健康ポイント事業なんかを拡大して、より多くの方に注目してもらおうような仕組みをとっていきたいと思っていますし、その結果を踏まえて、健康推進課がしっかりと市民の健康にアプローチをしていくと。そういったいい関係が今回できつつありますので、さらにことし、来年——ことし始めましたので、来年以降も健康ポイント事業をさらに充実させていきたいという決意でございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

この件については以上、よろしく申し上げます。

次に、保険者努力支援制度、これについてのここまでの、先ほど金額的なことも含めて一部ありましたけど、例えば、平成28年の前倒し、平成29年、平成30年、このあたりも含めて、数値のことも含めて、進捗状況についてお答えいただけますか。

○市民課長（栗秋克彦君）

お答えいたします。

保険者努力支援制度の交付金につきましては平成28年度から始まっておりますが、平成29年度までは暫定でございました。平成30年度から本格実施になりまして、先ほど市長の答弁がございましたように、平成30年度につきましては37,593千円の交付金が交付されているところでございます。

その中のポイントの獲得でございますが、850ポイント満点中、570ポイント獲得をしているところでございます。それから、平成31年、これは内示が来ておりまして、36,711千円の交付の予定でございます。これにつきましては、850ポイント中、650点の獲得になっておるところでございます。

この中身につきましては、先ほど健康ポイント、インセンティブの関係でございますが、これについて55ポイント、それから、歯科検診の実施について25ポイントということで、合わせて80ポイントふえているところでございます。

しかしながら、先ほど言いましたように、交付金が下がっていることにつきましては、全国で500億円の配分がっております。1,700団体ございますので、ほかのところも獲得しておりますので、1ポイントの単価が下がっているというところでございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

今のを個別に言いますと、まず、特定健診について、それから歯周疾患検診、それから個人インセンティブ、それから、もう一つはジェネリックの問題があるんですけど、平成28年度、平成29年度はこれが課題でしたけど、ここについては、現段階では特定健診とジェネリックがまだということで解釈していいんですか。

○市民課長（栗秋克彦君）

お答えいたします。

今後ポイントを獲得する部分はどういう部分かということをやっと精査しましたところ、特定健診が現在のところ全くゼロでございます。特定健診の受診率がですね。これが最高で25ポイントになっています。それから、メタボリックシンドローム及び該当者と予備軍の減少ということで、これがあと10ポイント獲得可能性がございます。それから、がん検診が現在15ポイント獲得していますけど、あと15ポイント獲得できるような可能性がございますので、それを合わせれば50ポイント獲得できるというところで、今後それを強化しながらやっていきたいと考えております。

先ほどのジェネリックにつきましては、大分うちのほうも上がってきておりますので、評価はいただいているところでございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

今の保険者努力支援制度に絡みますが、その中の個人インセンティブの健康ポイントのほうですね、この詳細についてはこれから委員会等であると聞いておりますので、概要で結構なことと、それから、まずことしの実績のほうですよ。実績のほうは、たしか7,000人分を3千円の21,000千円で計上されたと僕の頭には入っていますが、実質500名の予定ということが状況ですか。

先ほど市長答弁の中に理由、こういうこととということはありませんが、これだけの乖離があったというのはどういうところかを分析されているんだとしたら、これについてももう少し詳細をお答えください。

○市民課長（栗秋克彦君）

お答えいたします。

予算の中では7,000人というのは、うちの特定健診受診率の60%を目標に7,000人という部分で上げさせていただきました。しかしながら、現状といたしまして、3,000ポイントをためる部分、これの中身につきましては、特定健診が600ポイントございますけれども、それ以外に300ポイントを8個分ためて3,000ポイントになるわけでございます。それが達成できないければ、今のところ3千円分の利用券は獲得できないということで、やはり獲得できないので、特定健診は受けたけど申請されない方が多数いらっしゃるという見込みが出たところでございます。この反省を踏まえて、来年度につきましては、個人型のポイントの獲得点を若干見直しをしたいと考えているところでございます。

それから、個人型と加えて、やはり地元の共助力を生かした中で、地域型、行政区型の健康ポイント事業を今考えているところでございます。そういう部分を来年度の予算の中に編成させていただいておりますので、中身については予算委員会の中で詳しく御説明をしたいと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

初年度ということもあって、私も初年度の中身を見ますと非常によかったんですよ。よかったんですが、余りにも——わかる人にはわかるけど、わからない人にはわからないというか、一般の方には非常にわかりづらかった冊子というか、案内書だったような気がしますので、できるだけシンプルでわかりやすい改善策というか、次にはやっていただくことが一つポイントかなと思っています。

それと、ポイントをとりづらい年齢層もいろんな方がいらっしゃるの、高齢者はちょっととりにくいとかいうことも聞きますので、そういう方々の対策ということも含めて、皆さんがバランスよく獲得できるような仕組みに変わっていることを期待しております。

最後に市長にお聞きしたいんですが、健康寿命の延伸を目指して、平成28年5月15日にスポーツ・健康づくり都市宣言を発信してきました。これについては非常に私も大いに賛同しているところなんです、これを発信された市長の思いと、それから、これからの八女市に、この健康づくりを含め、スポーツ・健康づくりというところを踏まえたまちづくり等をお考えなのか、もしあったらお聞かせいただければと思います。

○市長（三田村統之君）

今日の国民の皆さん方の健康に対する意識は非常に高まっておりまして、まして、特に国も地方自治体もそうでございますけれども、この医療費等の福祉の予算が非常に毎年伸びてきている。これをやはりいかにして皆さん方に理解いただいて、いい方向に持っていかというのは、これは全国的な大きな課題でございます、私どももこの特定健診率を高めていくということは特に重要な課題であると。これからさらに努力をしていかなきゃいけないと思っております。

市民の皆さん方の健康を守るということは多岐、多様にわたって要点がございます。健康診断、健診だけではなくて、いろんな日常生活の問題、食生活の問題、あらゆる環境の問題、いろんな問題が含まれて、市民の皆さん方の健康を守っていかなきゃならんという非常に大きな課題でございます。しかしながら、議員おっしゃるように、特定健診の受診率を向上させることはまた極めて重要なこれからの課題でありますので、十分国、県の指導をいただきながら、八女市としても担当課を中心に努力していきたいと思っております。

○5番（高橋信広君）

最後に、市長を初め、執行部の皆様には、私の勉強不足ということもあり、議論がかみ合わなかったり、あるいは失礼な質問があったかと思いますが、どうかお許しいただければと思います。

次の機会をいただきますようであれば、八女市発展のためにさらなる研さんをし、執行部の皆様と切磋琢磨することをお約束して、任期中の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川口誠二君）

5番高橋信広議員の質問を終わります。

11時15分まで休憩します。

午前11時 休憩

午前11時15分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

7番石橋義博議員の質問を許します。

○7番（石橋義博君）

皆さんおはようございます。本日は議員として2期目の最後の一般質問をさせていただきます。三たび市民の皆さんに負託、信任を受けましたならば、皆さんとお会いすることもあろうかと思えますけれども、なければ、この場、質問する機会も最後かと思えますので、今後の八女市を強く思いながら、通告に従い質問をさせていただきます。

まずは防犯カメラの設置状況と今後の計画、2つ目は八女市政発展を考えた場合の都市計画マスタープランとそれに係る財源確保をどう考えておられるのか、以上、2点を市長を初めとする執行部のお考えをお聞きしてまいりたいと思います。

あとは質問席にて順次してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○市長（三田村統之君）

7番石橋義博議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、防犯カメラの設置状況と今後の計画についてでございます。

市内全域の防犯カメラの設置状況と今後の計画について、八女市内に設置されている防犯カメラにつきましては、現在、八女市立学校14校に50台、4カ所の商店街に36台、黒木地区2カ所に5台、忠見地区に1台、行政区が設置したものが2カ所で3台、遊技場組合が寄贈し設置したものが1台で、合計96台を把握しております。

御存じのとおり、防犯カメラは事件・事故の早期解決につながる情報や証拠としてだけではなく、犯罪の抑止効果にもなると言われております。今後も計画的に学校施設への設置を進めながら、あわせて地域団体などが設置する防犯カメラの費用の一部を補助するなど、防犯カメラの設置を積極的に推進してまいります。

次に、八女市政発展を考えた場合の都市計画マスタープランとそれに係る財源確保をどう考えておられるかという御質問でございます。

都市計画マスタープランは、都市計画区域をどのようなまちにしていくのかを定める将来ビジョンで、土地利用、都市施設、都市環境、社会環境などの各分野における将来のあり方が基本方針として示されております。この基本方針をもとに、各分野における実施計画との整合性を図りながら事業を進めていく流れとなります。

事業を進める中では、当然、財源の確保が不可欠であります。国、県の動向に注視しながら、可能な限り国庫補助金、県費補助金など財源の確保に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○7番（石橋義博君）

学校等は当然つけてある。また、商店街も36台と。

ただ、若干、地区と行政区からの要望が少ないかと思えますけれども、その点、どうなっていますか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○防災安全課長（石川幸一君）

おはようございます。それでは、石橋議員の質問にお答えしたいと思います。

ただいま質問がございましたのは、地域等の設置の台数が少ないのではということですが、八女市が地域が設置します防犯カメラ等への支援を始めましたのは、いわゆる今年度、平成30年度からでございます。平成30年度の予算をいただきまして、要綱等を設置し、区長会等、また、地域づくり協議会などにこのカメラの補助要綱をチラシ等でお知らせしまして、事業の募集を行ったところでございます。

なお、この財源として一部、県の補助金もいただく関係で、県の要綱ができましたのが若干遅うございましたので、去年の夏過ぎぐらいから募集したという形になりました。そうした期間の短さ等もございまして、2団体の合計3台が平成30年度の行政区等が設置します補助金に対する実績ということで、まず、平成30年度途中から取り組んだということが一つの要因かと思いますが、今後、こうした制度をまた各行政区長さんへのいろんな会合の場などで周知をしながら制度の周知を図っていきたいと考えております。

○7番（石橋義博君）

ぜひ積極的に。本当に全国的に子どもから大人まで多くの方々が事件・事故に巻き込まれ、あおり事故とか、アクセルとブレーキの踏み間違いなど、通り魔殺人、いろんな事件、案件が日々起こっております。それでも八女市は少ないほうなのかなと思いますけれども、先ほど答弁ありましたように、抑止のための、また、速やかな解決のための防犯カメラ、また、行政区によっては死角になるような、対応できないような事件の起こりやすいような箇所もたくさんあるかと思えます。本当に積極的に対応していただいて、もっともっとそういう事件解決、抑止へつなげていただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

せんだってからの室岡地区の防犯カメラ設置については、要望された市民の方から、早速設置の予算をいただいたということで感謝の言葉もいただいております。頑張ってください、お礼はこの場をかりてお伝えしておきたいと思えます。今後も市民の期待、要望に応えて、安全・安心に惜しまぬ努力をしていただきますようよろしくお願いいたしますと思えます。

これについては以上でございます。

続きまして、都市計画マスタープラン、活性についてということでございます。

せんだって行政区長から意見交換会の折に、商店街の活性についてという意見をいただきました。寂れていく商店街、八女市をどうにかならないかという質問もございました。全体としては一生懸命やっただいておるところもあります。答弁にありましたように、土地利用、これも道路を稲富地区に1本設けていただいて、住宅用に利用できるような積極的な整備もなされておりますし、都市施設というのは公園等かと思えますけれども、そこら辺はもうちょっと力を入れていただきたいなと思うところでございます。

また、社会環境、具体的に言うと、これは何になるとですかね。社会環境とちょっと幅が広がりますけれども、どことどこで、どういう感じでしょうか。

○都市計画課長（原 寿之君）

お答えいたします。

都市計画マスタープランの計画におきましては、いろんな方面での——都市部に限られた計画ではございますけれども、いわゆる土地利用に関する課題、また交通環境、社会環境と申しますと経済面、商工を含めまして、いろんな経済面を含めたところの動向、そういうものを見据えたところの環境ということで理解をしております。

以上でございます。

○7番（石橋義博君）

河川、道路等は含まれておるんですかね。上下水道等とかいうものは含まれていない、インフラに関しては。

○都市計画課長（原 寿之君）

お答えいたします。

道路とか公園ですね、下水道は都市基盤となるものということで、都市施設という意味合いで捉えております。

○7番（石橋義博君）

都市施設の中に道路、河川ということをお聞きしましたがけれども、河川、道路に関しては、きのうの同僚議員の質問にもありまして、おくられているんじゃないかと、もうちょっと積極的にという話もありましたけれども、私は委員会としては、随分と要望に対してはふえておりますし、現場も、私はちょっと支所はよく存じ上げておりませんが、本庁に関しては遅くまで頑張って、やることによって、以前は250カ所から300カ所が今400カ所に要望がなっていると。そこがやっぱり働きによって、結果によって市民の方々がさらに要望されると。その点では一生懸命やっておられるのかなと私は思うところでございます。

さらに努力していただいて、都市施設に関しては整備、おくられているところも、まだなっていないところもございますので、積極的にマスタープランの中の一つとして頑張りたいと、一生懸命さらに努力をいただきたいと思うところでございます。

その中で、補助金等を含めた財源、これに対してはどう捉えられているのか、お聞きしたいと思えます。

○都市計画課長（原 寿之君）

お答えいたします。

都市計画マスタープランの範囲内の財源ということでお答えをさせていただきたいと思えます。

都市計画マスタープランの改定と、今年度、あわせて立地適正化計画の策定を進めているところでございます。

その中で、立地適正化計画を策定した段階で、今、計画を策定中なんですけれども、そちらのいろんな問題、課題、特性等を見きわめながら、課題に対応した立地適正化計画の基本方針を定めまして、国でいろんな支援策が考えられておりますので、そちらの利用できるような、活用できるような支援策を利用して財源のほうの確保に努めていきたいと考えております。

○7番（石橋義博君）

ちょっと漠として理解しがたいところもありましたけれども、国庫補助とか県の補助をいただきながらということですね。計画に沿って、いただくということでしょう。

それと、自主財源に関してはどういう手だてを持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

自主財源ということでお尋ねになっているかと思いますが、本市ではこれまでも全職員一丸となって義務的な経費を含めて財政健全化を進めてまいりました。これからも引き続きそういった財政健全化を行いながら、可能な限り必要な事業の財源確保には努めてまいりたいと思っています。

以上です。

○7番（石橋義博君）

絞って財源をキープしていくというやり方もありましようけれども、いつも私も言いよりもとおりに、ふるさと支援寄附金などを強化していただいて、別メニューで財源確保に、そして、なおかつ今現在、前古賀工業団地、企業誘致を一生懸命していただいております。そういう取り組みの中で、法人税なりなんなりふやすような考え方も私は広く持ってやるべきだと思っています。

今後、そこから出るかもしれませんが、次なる候補地としてうちもどうにかならんやろうかという要望もあっております。活性化のための財源確保のための積極的な対応というのを私も望んでいきたいと思っていますので、その点、市長、今やっておられる工業団地の整備ですね、次なる考え方としては何か考えられているかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○市長（三田村統之君）

お答えをいたしたいと思います。

工業団地を設置して企業誘致を図っていくというのは、八女市にとりましては極めて重要

な課題、議員おっしゃるとおりでございます。

そこで、前古賀工業団地だけでとどまる必要はないと。新たに工業団地なり、例えば、3万坪なくても、5,000坪でも適当な企業誘致ができるような地域があれば、それはまた新たに取り組んでいく。それはやはり前古賀工業団地にとどまらず、引き続き企業誘致を進めていくということは当然やっていかなければなりませんし、私の頭の中でもいろいろ企業からの相談とかもございまして、先日も大手の食品メーカーに私自身行きまして協力を求めたところでもございまして、精いっぱい企業誘致については努力していきたいと。

ただ、気になりますのがやはり雇用の問題で、人を集められるかというのが今大きな課題でございまして、そういう面ではさまざまな課題もあるかと思いますが、引き続き前古賀以外にも誘致を進めていくという前提でいきたいと思っております。

それから、先ほど議員の質問にありましたように、財政の問題ですね、これは答弁でも申し上げましたように、できるだけ国の制度、県の制度を生かした、いわゆる補助制度にのっかる事業を積極的に勉強して、そして、八女市に合う事業に取り組んでいくと、今こういう努力をしております、例えば、道の駅たちばなにしても、黒木のきのこ村キャンプ場、これも地方創生の国の補助金、仕事でして、できるだけ自主財源を使わなくて補助制度をうまく活用していくということで私どもは努力していきたいと思っております。

○7番（石橋義博君）

財政も苦しい中で、一生懸命取り組んでいただいております。いろんな国、県の補助金等を生かしていただいて、できるだけ予算を削らずに八女市が発展的に膨らんでいくと、いい方向に発展していくという取り計らいをお願いしたいと思います。それによって、あらゆる税収確保に努めていただきたいと思いますところでございます。

それと同時に、やっぱり中山間におきましては一生懸命、災害対応で整備されたかと思えますけれども、市内のほうの排水問題等々、非常に要望もあっておると思います。その中で、今後、河川、道路、また排水関係、そういう陳情もたくさんあるかと思っておりますので、それに対してマスタープランの範囲内で担当の副市長のほうから答弁をいただきたいと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

○副市長（鎌田久義君）

今、都市計画絡みのを進めてまいっておりますけれども、道路につきましては、先ほど市長も答弁いたしましたとおり、補助金等、交付金等を活用する。それともう一つは、道路事業については新たに起債対象の一つで拡充が出てきております。そういったものの改正に応じて新年度予算案についても反映をさせていただいているところございまして、そういった一般財源等を事業する中で減らしていくということを公共事業については考えておりますので、今、道路事業についてはいろんな国の事業を――特に、改良はいいんですけれども、

維持費についてが今まであんまり対象にならなかったということで、1つ先ほど言った拡充政策が出てきておりますので、そういったものを利用していきたいというのが1つでございます。

今回、平成31年度予算案につきましては、道路だけでございますけれども、維持と改良で前年度比でトータルで4億円ぐらい、起債のほうに過疎債も含めて移行させておりますので、そういった手だてを進めていきたいと。

それと、事業によっては河川のほうですね、これがなかなか排水問題でございまして、今、下流域から水路計画を考えていくということで、特に、吉田の国道関係で暗渠排水も含めて下流域の排水計画も国の事業と同時に進めていきたいと、今、計画を練っているところでございますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○7番（石橋義博君）

本来、もっともっといろんなまちづくり、都市計画についての質問をしたいところでございますけれども、私もきょうはこれぐらいのところで終わりたいと思っております。

私どもも努力をしなければならぬと思ひますけれども、今後もしっかり知恵を絞っていただいて、十分精査、検討をしてマスタープランをつくっていただいて、具現化をするための努力を、また財源のほうもあわせて努力していただいて、過疎化の歯どめをきかせていただき、また、八女市発展に尽力を賜りますようよろしくお願ひしたいと思ひます。

再び5月にお会いすることがあれば、さらに議論を深めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、質問を終わります。

○議長（川口誠二君）

7番石橋義博議員の質問を終わります。

21番森茂生議員の質問を許します。

○21番（森 茂生君）

21番森茂生でございます。しばらくの間、よろしくお願ひします。

まず最初に、障害者控除対象者認定書の発行について質問を行います。

障害者手帳の交付を受けていない場合でも、主には65歳以上の人で身体しょうがい者に準ずる人で市町村長の認定を受けている人は、確定申告のときに障害者控除の対象とされております。

この認定の方法として、介護保険の要介護の認定者が対象とされております。八女市の場合、要介護の認定者が3,200人程度です。この認定書を発行しているのは八女市では20人程度であります。この認定書の発行基準はどのようになっているのか、お伺いをします。

2番目に、生活保護について質問します。

小田原市で起きました、いわゆるジャンパー事件ですけれども、この事件発覚直後は市民などから窓口、電話、インターネットなどにより短期間に2,367件の意見などが寄せられ、全庁で応援体制を組んで対応せざるを得ない事態になったと言われております。

このジャンパー事件の見解、または生活保護を受ける際、最初に使用されるであろう生活保護のしおりについてどのようになっているのか、お伺いします。

3番目に、子育て支援について質問を行います。

現在、盛んに報道されておりますけれども、幼保無償化でどのようになるのか、また、八女市の待機児童は解消できるかについて質問を行います。

詳細につきましては、発言通告に従いまして質問席にて伺います。よろしく申し上げます。

○市長（三田村統之君）

21番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、障害者控除対象者認定書についてでございます。

障害者控除対象者認定書発行の基準はどのように行われているかという御質問でございます。

65歳以上の高齢者については、所得税法施行令、地方税法施行令の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者などのほか、身体しょうがい者に準ずる者として市町村の認定を受けている者が障害者控除の対象とされています。

認定についてはそれぞれの市町村が適切と考える方法で確認しており、八女市においては介護保険の要介護度、要介護度を認定する際の主治医意見書の情報及び申請者の日常生活状況により確認をしています。

認定書の交付を受けるには申請が必要ですので、「広報やめ」や市ホームページにより周知しているところです。

次に、生活保護についてでございます。

小田原市のジャンパー事件の見解はというお尋ねでございます。

他市の事件について見解を述べるのは適切でないと思いますが、お尋ねでございますので、所感を述べさせていただきます。

平成19年から10年間にわたり、生活保護業務を担当する職員が不適切な文章を記載したジャンパーを着用し業務に当たっていた小田原ジャンパー事件につきましては、事件発覚後、小田原市では有識者などを交えた検討会を開催するなどして再発の防止に向けて取り組んでおられます。

なお、この事件の背景にはケースワーカーの孤立という点が挙げられています。

したがって、本市では関係各課及び関係機関と連携をとることでケースワーカーの孤

立を防ぎ、あわせて被保護者との信頼関係を構築しながら、困窮の程度に応じて必要な支援をするとともに、自立を助長することに努め、法に基づく適切な業務を遂行してまいります。

生活保護のしおりについてでございますが、生活保護のしおりは生活保護制度の基本的な事柄についてわかりやすくまとめたもので、相談や申請及び受給開始時にこのしおりを用いて説明しているところでございます。

資産の活用でございます。

生活保護の要件として資産、能力その他のあらゆるものの活用が定められていますので、生活保護を受ける前に、お持ちの資産につきましては基本的に処分をお願いする旨の記載をしているところでございます。

扶養義務者の援助についてでございます。

保護を必要とする申請者に民法上の扶養義務者がある場合には、支援を求めるよう指導することが定められていますので、可能な限り、まず扶養義務者の援助をお願いするよう記載しているところでございます。

保護決定までの期間についてでございます。

保護の要否については、原則として申請のあった日から14日以内に、ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合などには30日以内に決定することとなっております、その旨を記載しているところでございます。

次に、不正な行為をしたときでございます。

生活保護を受給されている方に収入があったときには、収入申告を欠かさないよう、また、故意に事実と異なる申告をすることがないように記載しているところでございます。

なお、不正な方法で保護を受けた場合には、受けた保護費が徴収される旨をあわせて記載し、説明しているところでございます。

次に、子育て支援についてでございます。

幼保無償化でどうなるのかという御質問でございます。

幼児教育・保育の無償化について、政府は2月12日の閣議において、消費税の引き上げを前提に子ども・子育て支援法の改正案を決定しました。

現段階において内閣府から示されております具体的な無償化の対象者及び対象範囲といたしまして、大きく4点に分けて説明させていただきます。

まず、1点目は幼稚園、保育所、認定こども園などについてです。

無償化の対象は、3歳から5歳児までは全員、また、ゼロ歳から2歳児までは住民税非課税世帯の児童の利用料を無償とする予定です。

次に、2点目は幼稚園の預かり保育についてです。

現在、幼稚園に通う児童の中で、保護者の就労などの理由により保育の必要性の認定があ

る場合には、1点目の幼稚園の無償化に加え、月額11,300円までの範囲で無償とする予定です。

続きまして、3点目は認可外保育施設などでございます。

保育の必要性の認定がある場合は、3歳から5歳児までは月額37千円までの範囲で無償とし、また、ゼロ歳から2歳児までは住民税非課税世帯の児童の利用料を月額42千円までの範囲で無償とする予定です。

最後に、4点目は就学前しょうがい児の発達支援についてです。

就学前のしょうがい児発達支援を利用する子どもたちは利用料を無償とする予定です。また、発達支援を利用する児童が幼稚園、保育所、認定こども園などの無償化対象である場合は、ともに無償とする予定です。

現段階では最終情報ではございませんので、今後、国の方針が確定し、詳細が決定しましたら速やかに市民の皆様へ周知させていただくとともに、幼児教育無償化の準備を進め、制度移行に対応していきたいと考えているところでございます。

次に、待機児童は解消できるのかというお尋ねでございます。

保育所などへの入所を希望されたにもかかわらず、入所案内できなかった児童は2月1日現在で46人です。

その内訳は、入所ができずに待機している児童が30人、特定の施設などのみ希望している児童が8人、他の認可外等施設を利用されている児童が4人、育児休業の延長をされた児童が4人となっています。

また、4月1日の見込みとしましては、現時点では入所ができずに待機する児童の人数は3人の予定です。

これまで待機児童の縮減に向けまして、各保育施設では定員増の検討を進めていただいたところですが、本年4月からは前年比で定員を37人増加していただきますが、市内中心部への入所希望が集中していることから、4月当初から待機児童が発生する見込みでございます。

以上、御答弁を申し上げます。

○議長（川口誠二君）

午後1時まで休憩します。

午前11時53分 休憩

午後1時 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

○21番（森 茂生君）

先ほどの答弁書を見ますと、八女市においては介護保険の要介護度、要介護度を認定する

際の主治医意見書の情報及び申請者の日常生活状況により確認をしているという答弁書ですけれども、主治医の意見書を見たり、あるいは本人に日常生活状況を聞いて認定書を発行するかどうかを決められているということで理解してよろしいでしょうか。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

今、議員が申されたとおりでございます。

具体的には歩行や排せつ、あるいは入浴などの日常生活動作の状況だったり、主治医の意見書の中では日常生活の自立度、あるいは認知能力の伝達能力など、24項目にわたってチェックをさせていただいているところでございます。

○21番（森 茂生君）

要するに主治医の意見書を閲覧している、見ているということだろうと思います。その場合、本人の同意書をとっていますか。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

済みません、その同意書については再度確認をさせていただきたいと思います。

○21番（森 茂生君）

これは体のことや精神状況、極めて大切な個人情報です。ですから、そういうのを見る場合は、たとえ担当課であっても、きちっとした個人情報の提供を同意していただかないと見れないはずですよ。それを見ているということになれば、これは大きな問題ですよ。

よそのを見てください。よそのをずっと見ますけれども、これは高松市ですけども、介護認定資料の主治医意見書を閲覧することに同意しますという同意書になっているんですよ。全部。八女市のほうは同意書になっていないわけです。同意書もとらずに、そういうことを見て判断しているとなると、これは大きな問題です。確認してください、同意書をとっているかどうしていないか。

○議長（川口誠二君）

暫時休憩します。

午後 1 時 3 分 休憩

午後 1 時 5 分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

13時20分まで休憩します。

午後 1 時 5 分 休憩

午後 1 時 20 分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

意見書の閲覧につきましては、介護保険申請の折に、介護保険の運営に活用することであることの同意はとっておりますが、この障害者控除対象者の認定にまで使うということまではうたっておりません。したがって、この行為が個人情報保護条例等に抵触するのかなども含めまして、少し、国のほうの御意見も聞きながら精査をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

よろしくお願ひしますけれども、狭い視野にとらわれず、よそのほうはどうなっているのかとか、いろんなものを見れば、私たち素人でも、よそのは全部認定書になって、八女市はなっていないから、これはおかしいなと感づくはずですよ。ですから、やっぱり近隣だけではなく、たまにはよその市町村のも見て、どういう状況なのかは常日ごろやっていただきたいと思っております。

それから、この認定書を発行してもらえれば障害者控除の対象になるわけですが、このしょうがい者の認定書を発行してもらえれば、普通障害でいいんですけども、税負担はどれくらい軽くなるのか、確認をしておきます。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

特別障害者控除につきましては所得税が400千円、住民税が300千円の控除ということになっております。

それから、一般の障害者控除につきましては所得税は270千円、住民税が260千円ということでございます。

○21番（森 茂生君）

それに特別障害者が同居している場合は住民税が530千円、所得税が750千円が控除されます。

それで、2,000千円ほどの課税所得があったとしますと、所得税で10%、計算がしやすいように10%としますけれども、住民税、所得税を合わせて、普通障害で53千円、特別障害で70千円、同居の場合128千円も負担が軽くなるわけです。これをするのかしないのかでは、同じ申告でも認定一つで大きく変わってくるわけですが、これは毎年とる必要があるのか、そこら辺のところをお尋ねします。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

これは一度認定を受ければ毎年お使いいただくことができますが、要介護認定者というのが、容態の変化が逐次変化してまいる場合もございます。ですので、状態に変化が生じた場合は速やかに御報告いただいたりということで対応させていただいているところでございます。

○21番（森 茂生君）

わかりました。一度受ければ、状態が変わらない限り使えるということですよ。

済みません、ちょっと戻りますけれども、この障害者認定を受ければ、住民税と所得税、そのほかにどのような負担が軽くなるのか、もしわかればお知らせ願いたいと思います。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

済みません、私のほうでは今のところ、特別障害者控除、一般の障害者控除、同居特別障害者控除の該当だと認識をいたしております。

○21番（森 茂生君）

認定書を発行する大もとですので、その発行した書類によって、どのくらい影響が大きくなるのかは、一応、全体として把握していただきたいと思います。

実をいいますと、これは相続税、贈与税にも関係してきます。相続税で、例えば65歳でしょうがい者になる、そうした場合、85歳まで20年間、1年間に100千円ずつ、特別障害者控除の場合、1年間に200千円ずつ、ですから、20年間で税額にして普通障害が2,000千円、特別障害が4,000千円、これは税額ですので、そっくりそのまま安くなるんですよ。

それともう一つ、贈与税、これが60,000千円までしょうがい者が——これは特別障害者ですけれども、その人が贈与を受ける場合、60,000千円まで非課税です。そのかわり、直接ではなく銀行に一応信託して、それから支払うという格好になりますけれども。

このように大きく影響してくるわけですので、一番大もとの発行者ですので、そこら辺のところまで一応はやっぱり勘案して、慎重に事務処理をやっていただきたいと思います。

その点に関して、どのように今後されるのか。恐らくなかったかもしれませんが、そこら辺のところは知りませんでしたでは済まないわけですので、どう思っているのか、お尋ねします。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

今後また税法上のことも含めてきちんと整理をして、今現在、ホームページ、あるいは申告時期の2月の広報紙等でこの制度を御紹介させていただいておりますが、引き続きその周知には力を入れてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

全ての市町村ではありませんけれども、ちゃんと相続税、贈与税にも影響してきますというのはいっております。

それから、一度受ければずっと病状が変わらない限り受けられるということですが、過去にさかのぼっては何年間、申請書を出していただけますか。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

5年間と認識をいたしております。

○21番（森 茂生君）

5年間、さかのぼって認定書を出していただくということですが、本人死亡の場合、どのようになりますか。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

申しわけございません。その本人死亡の取り扱いで税法上どうなっているかということについては、少し勉強させていただきたいと思います。

○21番（森 茂生君）

本人死亡でも認定書は発行できるようです。

しかし、還付になるわけですが、還付されたのは相続財産になって、法定相続人の話し合いでどこにするのか、あるいは均等に分けるのか、その話し合いで還付したお金を配分するという手続になるようです。

税務署では、それもきちっと用意をしてあります。ですから、認定書さえ市町村が出していただくと、その後はちゃんと体制ができておりますので、そういう意味でも、たとえ本人が亡くなっても認定は出すべきだろうと思います。出していいということになっております。

そこで、私が一番危惧するのは、極端に言うなら5年さかのぼれるわけです。5年さかのぼってこの認定書、八女市が使っているこの認定書で、日常生活の状況を5項目、精神状況を27項目、ずっとマル・バツをつけていって、そして最後にマルが幾つなら障害者、マルが幾つなら特別障害者と、非常にややこしい手続になっています。5年前に既に亡くなっている人が認定書を発行してくれという請求があった場合、果たしてこれが正確に書けるかどうか、そういう場合、もう出しませんよとなりはしないかというのを私は心配するわけです。そこら辺、どう考えてありますか。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

5年前の申請は、ちょっと私も経験がございませんが、介護保険が5年前も認定を受けてあった場合は、その情報というのは残っているところでございます。ですので、さかのぼった情報で確認をすることになっていくと思っております。

○21番（森 茂生君）

いわゆる、今言われましたように、介護認定を受けたときの情報がちゃんとあるわけですので、それに基づいて、私は認定はできると思うんですよ。そうされるわけでしょう、5年をさかのぼれば。

しかし、これはわざわざ窓口でマル・バツをつけて、認定書を出すか出さないかという作業をしなければなりません。よそは全部、認定を受け取るところは、例えば、高知市の場合、要介護1、2の認定を受けておれば障害者、3、4、5の場合は特別障害者、そのように決めているんですよ。八女市のように、一つ一つ窓口でチェックをして、該当するかしないかというやり方はしていないわけです。

なぜ私がこういうことを言うかということ、私の知り合いで、車椅子でおむつ状態の方が認定書を出してくれと言ったら、結局出さなかったんですよ、八女市が。その奥さんも認知症で施設に入ってほとんどわからない状況で、その人も認定3をもらってありますけど、八女市は認定書を出さなかったんですよ。よそなら自動的に出している、それを八女市は窓口で何十項目をチェックして、結局は出さなかったということがあるから、私はこれを調べたんですけれども、どうも八女市の場合、この認定方法がよそと違っておかしいと思います。よその自治体は、インターネットで申請用紙をとるだけでいいんです。とって、同意書に介護認定とか、医者診断書を見てよかですよと、印鑑を押して郵送で送れば、もう郵送で認定書が送られてくるわけですよ。私が調べた範囲では、そういうことがほとんどでした。八女市の場合は、郵送したっちゃ、とてもそんな。マル・バツを何十項目でんつけるなら、もともと郵送ではできないし、窓口で全部チェックせやんですからね。やっぱり抜本的に、この認定の発行そのものを私は変えていただきたいと思います。

ついでに言いますけれども、八女市の場合、要介護認定者が3,200人おられます。その障害者認定発行が25人、その前の年が18人、その前の年が18人です。3,200人おられる中で、わずか20人前後ぐらいしか発行されておられません。この数字は、私は見たときにびっくりしたんです。この10倍あっても普通だろうと思います。ですから、この点、この人数について、相当ハードルが八女市は高いわけです。インターネットでも認定書はとれないわけでしょう。ですから、そういうところを総合的に勘案したところで、もう一度きちっと一からやり直していただきたいと思います。

どう考えておられるのか、ちょっとお尋ねします。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

この要介護認定の結果が、身体しょうがい者のどこに準じるかということについては、もとも介護保険法、あるいは身体障害者福祉法のその認定の判断基準が違いますので、なかなかそういった一律な判定の仕方が難しいということが1つございます。

そういうことも勘案して、平成14年に厚生労働省から「高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて」という事務連絡が参っております。それを参考に、今の八女市の基準が作成されたということでございます。

ただ、今、議員申されましたように、一番、障害者控除対象者に可能性の高い要介護1以上が3,200名ほどおいででございます。その中で、既に身体障害者手帳をお持ちの方も相当数おいでと思いますが、さらにはそこから市民税、あるいは所得税の申告に活用される方というのは、かなり絞られてくるのではないかと考えております。

毎年二十数名の認定者がおいででございますが、一度認定いただければ次の年も使える。ですので、新しく65歳に到達された方や容態が変化された方とか、そういう方での申請が毎年上がってきているものと認識をしているところでございます。

ただ、近隣の自治体の状況も今後十分に精査をさせていただきながら、よりよい認定のあり方を模索してまいりたいと思っております。

以上です。

○21番（森 茂生君）

実は私も、インターネットという便利なものがありますので、市や町にメールでばつと問い合わせをしました、10市や町に。そのうち、介護認定者の発行件数は幾らですかと問い合わせをしましたところ、これは時間の関係で一部言いますけれども、富山県の上市町では認定者が1,011人、そして発行件数が73枚、八女市に引きかえすと200人を超すわけです、人口にしますと。それと、高知県高知市、認定者数が1万4,135人、認定書発行枚数が1,158通、ですから、八女市に引き直すと250ぐらいになります。八女市のちょうど10倍です。千葉県の君津市、介護認定者が4,027人、認定書発行が456人、1割以上です。八女市に引き直すと350枚にもなります。いかに20というのが少ないか、おわかりいただけるかと思えます。

ここに、もっと違うところがありました。福島県の郡山市、ここは第1号被保険者が1万4,620人、第2号被保険者が377人、合計1万4,997人、これが介護認定者数です。障害者控除対象の、いわゆる認定書を発行した枚数、1万5,339枚です。認定者数より発行枚数が多いんですよ。これは間違いだろうと思って見たんですけども、3年分、出してもらいました。3年分とも、介護認定者数より発行枚数のほうが多いわけです。間違いかなと思って、ずっと読みますと、こう書いてあります。認定期日において要介護判定の有効期限内である

要介護者については、障害者控除対象認定の申請があったものとみなし、該当者に一斉にその認定書を送付しているということです。その時々で変わるからですね。しかし、ここは毎年12月31日を基準に、もう介護認定を受けている人は全部認定書を発送しているわけです。当然、しょうがい者とか、住民税非課税世帯は使っても意味がありませんから、使える人だけが使うということで、それでいいわけです。何も不都合はないわけです。これが一番手がかからなくて、全部に行き渡る、申請しなくてもいいということになります。それはそれで、私は通用するものだろうと思います。

今、言われました厚生労働省の老健局総務課より来ているはずですが、おたくにも。いろいろ書いてありますけれども、こう書いてあります。市町村が有している申請者の情報により、申請者のしょうがいの程度や寝たきり老人であることが確認できる場合はこれを参考にすること。要するに介護認定で判定してよかですよということです。これは市町村の事務ですので、命令的には書いてありませんけれども、要介護認定に係る情報でもう一律にそのようにしても構いませんよと、わざわざ通知まで出ています。ですから、一番いい方法は、認定者に全部送ればそれで事が済むわけです。わざわざ窓口で対応しなくてもいいわけです。

ですから、こういう方法もあるんだということを一応頭に入れて、今後どうするかは検討していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

そういう先進的な事例も勘案しながら、今後検討させていただきたいと思っておりますが、近隣の、私どもはどうしても近隣の状況というのを勘案しながら事務は進めてまいります。その中で、八女市が25件程度ということでございますが、近隣の同規模自治体でも5件から二十数件ということで、余り八女市が極端に低いという認識は持っておりませんでしたので、今後ほかの自治体ももっと調査を広げながら、そこら辺の対応については努めてまいりたいと思っております。

○21番（森 茂生君）

できるだけ納税者の立場に立って、私はやっていただきたいと思っております。近隣の市町村も大切ですが、いい部分は近隣も巻き込んで、やっぱりなるべく市民の負担にならないように、そして、なるべく有利になるような方法を私はとるべきだろうと思っております。

これが、ちょっと計算をしましたところ、例えば、よそより低く見て、障害者が100人、特別障害者が100人、同居の特別障害者が50人としますよね、よそより軽く見積もって。すると全部で20,000千円近く負担が軽くなるんですよ、八女市の負担が。そいけん、これを、当然取るべきところは取らにやいかんですけども、これはそう国で認められた軽減策ですので、八女市が認定さえ出していただければ、そのような大きな効果が出ると私は思ってお

りますので、なるだけ納税者の立場に立って負担が軽くなるような方法で、認定書を発行していただきたいということで、次に移りたいと思います。

生活保護についてお伺いしますが、まず、ジャンパー事件ですけれども、先ほど市長のほうからいろいろ言われました。一たびこういう問題が起きると、八女市にとっても非常にゆゆしき事態になるわけですので、こういう事件なんかは絶対に起こさないという心構えが私は必要だろうと思います。

実は、この事件を受けていろんところで、これは少し前の話ですけれども、福祉川柳事件というのが以前あっております。もう二十五、六年前ですけれども、もし御存じでしたら——御存じない。御存じなかったらいいです。よく似ているというか、こういうのです。

ケースワーカーの全国組織の機関紙で「公的扶助研究」というのがあったわけですけれども、そこで第1回の福祉川柳大賞というのを企画されたそうです。そして、わざわざマスコミ関係者の目に触れぬよう注意してくださいと断り書きまで書いて、その川柳を募集したわけです。

例えば、こういう川柳です。「暗くてはやってられないこの仕事」「訪問日——ケースワーカーのことです——ケース元気で留守がいい」とか、中にはもっとひどい露骨なのが、ずらっとこの全国の機関紙に載ったわけです。わざわざマスコミに知らせないようにと書いてもかかわらず、朝日新聞がこれを取り上げて、大ごとになったという事件があります。この機関紙は休刊に追い込まれてしまったということですが、中にはびっくりするような川柳ですよ、ここで言うのもはばかれるようなのが、そのケースワーカーの全国の機関紙に堂々と掲載されて、おもしろおかしく論議されていた。

今回の事件と何となく似ているんですね。やっぱりこういうのが、二十五、六年前の話ですけれども、あんまり基本的に変っていないのかなという気がしてなりません。

これは何も小田原市だけの問題ではなく、今言われているのが、ただジャンパーを着ていないだけで、そういう気持ちの人、まあケースワーカーといきましょうか、そういう心はあるような気がしてなりません。この八女市においても、恐らく全然ないとは言えないと私は思っています。

ですから、常日ごろからきちっとした対応をとっておかないと、どういう問題がまた出てくるかもしれませんので、そこら辺のところはよろしく心がけて事務に当たっていただきたいと思っております。

それで、担当課長のお気持ちを一言お尋ねします。

○福祉課長（白坂正彦君）

森議員の御質問に御説明申し上げます。

小田原市の事件につきましては、先ほど市長からも答弁がありましたように、もともとは

ケースワーカーが訪問をして、その訪問をした際に傷害事件を受けて、そして、その傷害事件を受けられたことによってケースワーカーが意識を高めていこうということで、ケースワーカー相互で意識の高揚を図りながら、今からの業務に当たっていこうということで共通のジャンパーをつくって業務に当たったというところがございます。

ただし、この行為がやはり市民の皆さん方に不快な思いをさせてみたり、あるいは誤解を招くようなことがあったということで、事案としてなされ、そして、その小田原市では改革といえますか、生活保護の行政改革に取り組んだという経過がございます。

先ほどよく似たケースということで、福祉川柳事件ということでも御紹介いただきました。私たち福祉事務所として、こういった事案を持ちながら、ケースワーカーに対して、また組織的な対応として、福祉事務所、福祉課長を中心にしながら、今後、いろんな困難なケースについても対応していきたいということで思っております。

また、ケースワーカーを統括するスーパーバイザーといって、指導者がおります。また、その上司が福祉課長でございまして、最終的には福祉事務所長という体制をとっておりますので、組織的な対応をということで、きちんと対応してまいりたいということで考えます。

以上です。

○21番（森 茂生君）

小田原事件で1点だけ申し上げておきますと、いわゆるカッターを振り回して云々等から始まっているわけですが、それを検証した弁護士とかの意見は、その以前に防げたのが十分考えられる、福祉事務所の対応が悪かったから結果的にああいうことになったと報告してあります。ですから、それまでにきちっと福祉事務所が対応しておれば防げた可能性があるという報告書を出しておりますので、これだけはつけ加えておきます。

ここに生活保護のしおりというのがありますけれども、これをもとに生活保護を受ける方が説明を受けているのだらうと思います。一番真っ先に手にするのが、この保護のしおりかと思えます。私も最初見たときは、大きな字で全部ルビも振ってあって、非常に読みやすく、よく書いてあるねと思いました。ところが、2ページになると、どうもこれはという違和感がだんだん出てきたわけです。

資産の活用として、ここに書いてあるのは、生活に直接必要のない土地、家屋、預貯金、生命保険、有価証券、自動車、貴金属などの資産は原則として保有は認められません。よそのしおりを見てみますと、そうは書いていないんですよ。それにまた、こういう場合もありますので——例えば、ここです。居住用の不動産は原則として保有が認められますし、個別の事情によっては自動車やオートバイの保有が認められる場合もありますので御相談くださいと親切になっていますけれども、八女市の場合はここで認められませんと断言してあります。

土地、家屋は認められませんか。

○福祉課長（白坂正彦君）

議員の御質問に対して御説明申し上げます。

資産の活用についてでございますけど、資産の活用につきましては、県と同じような表記で手引書をつくっているところでございます。

なお、家屋、土地の資産の活用につきましては、できる限りの活用をしていただきたいということで申し上げるところでございますけど、事情とか、居住の状況とかもございまして、そういったものについては、その都度、配慮をさせていただいているというのが現状でございます。

以上です。

○21番（森 茂生君）

生活保護手帳別冊問答集ということで、これはおたくたちが常に利用されておるものですが、居住用家屋は当該世帯の居住用に供される家屋は認めていいですよとなっております。土地についても、当該地域の農家の平均的耕作面積はよかですよと書いてあります。これで、どっちがいいんですか。これでいいんですか、この手引に書いてあるとおり。そんなら、そういう場合は認められるということでしょう。これを読む限り、認めちゃだめですよとってしまうんですよ。

預貯金、これもだめですよになっていますけれども、預貯金はゼロにならなければ受けられませんか。

○福祉課長（白坂正彦君）

御説明いたします。

預貯金の取り扱いについては、預貯金の口座等で調べさせていただきますけど、その取り扱いについては、生活保護の基準を下回っていれば、預金については認めている場合もございます。

以上です。

○21番（森 茂生君）

ちゃんと生活保護基準以下の、例えば、具体例で言うなら50%ほどまでいいですよと書いてあるんですよ。

生命保険もだめと書いてありますけれども、もう時間の都合で言いますけれども、学資保険とか、ああいうのは社会一般的に、せっかく掛けとつとを解約すると不都合な場合もあるわけで、そういう場合はいいですよと書いてあります。

自動車、これもだめですか。実際どう運用されているんですか、自動車は。

○福祉課長（白坂正彦君）

御説明します。

自動車の保有につきましては、その方が住まれている地域、交通状況、あるいはその方が就労にかかる手段、手だて、あるいは病院にかかる通院のための手段ということで、やむを得ない場合については認めているところでございます。

以上です。

○21番（森 茂生君）

先ほど言われますように、厚生労働省のQ&Aにも、そういう場合は認められることがありますとちゃんと書いてあります。

ですから、先ほど言いますように、これをもとに新しく受けようとする人に説明するわけでしょう。すると、これを見る限りにおいては、土地も家屋も預貯金も生命保険も自動車もだめですよとしか、どうしても見られないんですよ。誤解を与えるわけですよ、こういう書き方をすれば。

ですから、先ほど小田原市を読み上げましたけれども、小田原市のように居住用の不動産は原則として認められますよ、個別の事情によっては云々というのを入れないと、もうあれはでけん、これはでけんとなつては、生活保護の申請をためらうことになるような気がします。ですから、これは私は不適切な表現ではないかと思えます。

また、扶養義務者の援助ということで、婚姻中の夫、妻が行方不明の場合は搜索願を出してくださいとまで書いてあります。こういうのは非常に珍しいわけで、小田原市をちょっと読みますと、こう書いてあるんですよ。親族の扶養は可能な範囲の援助を行うもので、援助可能な親戚がいることによって生活保護の利用ができないということにはなりません。また、DVや虐待など、特別な事情がある場合には、親族への照会を見合わせる場合もあるために事前に御相談くださいと、大きく違うわけですよ。

実際、いろんなところで、こういうのが問題になっております。これは八女市だけに限ったわけではありません。よそも相当いろいろ問題があつて、時間の関係で1点だけ紹介しますと、これは京都新聞に載っているんですけども、生活保護を受ける前にしていただくこととして、働ける人は能力に応じて働いて、預貯金や不動産などを活用して家族からの援助を受けられるように努力してくださいと書いてあつたそうです。それに対して滋賀県が、申請をためらわせかねない記載があつたとして、見直すように指導しているんですよ。ここはよそでもありますように、こういう表現は、もしも福岡県がとつたら、不適切な表現だから見直しなさいと、福岡県がまともなら、私はそう言うだろうと思えます。

時間の関係で言いませんけれども、これはほかにもまだあります。ですから、これはもう一回、このしおりは精査していただけないかどうか。課長、これは福祉事務所長、これはもう一回精査して、もう少し市民の立場に立ったしおりになしていただきたいと私は思います

けれども、どうお考えなのか、お伺いします。

○健康福祉部長（坂井明子君）

お答え申し上げます。

生活保護のしおりにつきましては、なるべく丁寧な説明を心がけまして、議員おっしゃいましたように誤解を招くような言い回し、それから表現の仕方につきましては、県のほうの指導を仰ぎながら再度精査してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

ぜひもう少し、特に小田原市の場合、ああいう事件のあった後で相当外部者を入れて、私から見て立派過ぎるようなしおりができております。ぜひ参考にされて、市民の立場に立ったしおり、わかりやすいしおりを検討していただきたいと思います。

最後に、保育所問題に移りますけれども、幼保無償化ということで、今、盛んに言われております。これは西日本新聞の2月17日の新聞ですけれども、安倍晋三首相は70年ぶりの大改革だと自賛する一方、SNS、交流サイトですかね、あそこでは保育園落ちたの書き込みが増加し、無償化より待機児童の解消をと訴える保護者の声が根強く云々という新聞記事があります。

先ほど言われますように、保育の無償化、非常にかけ声は立派ですけれども、どんどん後退していった、2歳までは住民税非課税世帯しか該当しないような、当初からするとどんどん後退していったような気がしますけれども、このSNSで、交流サイトですかね、そこを私も見てみました。すると、もう下手に私が言うより、いろんな生の声がここに詰まっております。

ちょっと御紹介しますと、保育園落ちました。日本はおかしいです。幼保無償化よりも保育士の確保と保育園の増設が優先では。そんな私も保育士です。保育士が復帰できずに、どう保育園が回るのですか、というのが一つあります。

育休最長2年もらえるようになっているけど、最初から札幌の0、1、2歳児の募集枠が8割以上の保育園でゼロって。保育園無償かなんかしなくていい、という書きこみがあります。

嘘だろう、仕事決まったのに。これじゃ仕事断るしかない。どうしたらいいんだ。2人目考えられない。下の子保育所落ちた。上の子だけ預けられても意味なし。無償化よりも保育園ふやして。

こういう書き込みがずっと並んであります。まさにこの声のとおりだと思います。無償化というより、もうとにかく保育園に入れてくれと、そうしないと仕事にも行けないという状況があります。ですから、この待機児童、これは一日も早く解消しなければならないと私は

思っています。

残念ながら八女市も、さっきの話では結構いるという話ですけれども、これをぜひ解消していただきたいと思えますけれども、できれば市長、この待機児童解消に向けて、子育てで一生懸命やっておられるのはわかります。ですけれども、一番肝心の保育所に入れない待機児童が現在のところ46名いるということで、せっかくこちらにおいでいただいても保育所に入ることができないというのじゃ、やっぱりせっかくの子育て支援策が完全なものじゃないような気がします。完全なものになすためにも、待機児童を、都会みたいに何千人とか、何百人いるわけじゃありませんので、人数はわりかし少ないわけです。ですから、ぜひこれは近日中に、待機児童解消はやろうと思えば、八女市の場合すぐにできるような気がします。市長の考えをお伺いします。

○市長（三田村統之君）

議員おっしゃるように、幼児教育の問題は今、国、そして地方の大きな課題になっていることは、今、議員がおっしゃったとおりだろうと思っております。

特に、八女市はどちらかというと、全国的にはその待機児童が少ない。それは都市に比べれば大変な状況なんですよ、御承知のとおり。しかしながら、そういう待機児童の子どもたちが20人、30人いても、それはやっぱり数は少ないんだけど、解決する努力はしていかなきゃいけない。それが行政の役割だと私も思っておりますのでございます。

ただ、1歳、2歳児をなかなか受け入れられない、それだけの受け入れ側の人的体制も含めて、問題が実は経営上の問題にもつながってまいります。そういう問題がやっぱりございますし、それから、やはりこの幼稚園、あるいは保育園を増設するということになっても、それぞれの財源も考えて、どう支援していくかということ。それと、やはり最近、皆さん御承知のように、母子家庭が年々増加をしている状況にあります。そうすると、今まではお父さんの所得で、奥さんはアルバイトでもして生活費を補助しようという考え方であったんですけども、そういう母子家庭がふえてくると、もう母親は仕事に専念をしなければいけないということになるわけで、それだけ逆に、この保育所、託児所も含めて、幼稚園も含めて重要になってきているということと、先ほど申し上げましたように、保育士の確保が非常に難しくなっているということでございます。

そして、八女市の場合は、おっしゃったように希望する保育所、幼稚園がやっぱりかなり集中しているものですから、なかなかそのあたりを、今度やりますと、じゃ、園に行く交通はどうするのかとか、いろんな問題がそれにまた付随して出てくる問題もございます。

そういうことを考えますと、なかなか難しい問題ではありますが、今、議員おっしゃるように、たとえ2人でも3人でも4人でもそういう人がいれば、助ける努力をするのがまた行政の役割であろうということは、基本的には私も変わりません。ですから、その点は努力を

してまいりますので、どうぞ御理解いただきたいと。

○21番（森 茂生君）

子育て支援課から就学前の人口動態というのを出していただきました。生まれた子どもが明くる年、例えば、424人いたのが、明くる年は同じ年の人が434人、その明くる年は436人、最終的には444人ということで、20名、いつの間にかふえているという状況です。いわゆる転入者という見方です、これは。転入者が20人来たんだらうという表です。新しく転入してきている人が、実は低年齢はふえているわけです。減っていく中で、小学生までぐらいですかね、ずっとふえてきているのがこの人口動態でわかります。中学校、そして高校になると、またざっと減っていくわけですがけれども、せめて保育所に入るような年代、小学校までは、実際毎年毎年ふえていく表になっています。これが新しく転入してこられた家族の子どもさんだらうと思います。

先ほど言いましたように、せっかく転入してきた子どもさんが入れられない、これは非常に情けない話と思うわけです。特に、入学支度金なり手当を充実していただいていますので、ふえているだらうという憶測です。はっきりはつかめなくても、恐らくそうだらうという担当課の話ですがけれども、せっかくそういうおいでいただいた人たちが入れられないというのは非常に心苦しいわけです。ですから、先ほど言いますように、せめて待機児童はなくしてほしいと思うわけです。

今、非常に深刻なのが、先ほど言われましたように、保育士不足が全国、とり合いという状況で、福岡市も学校に行ったときの奨学金ですかね、あれは1,800千円までまけますよとかいう報道があっっていますがけれども、この保育士確保が非常に全体的に大きな問題になっていますけれども、八女市の場合、十分確保できるのか。ゼロ歳児、1歳児さんは3人に1人ですかね。年長さんになれば30人に1人とかで、あんまり必要ないんですけれども、小さい子どもさんがふえればふえるほど、3人に1人つかやんから保育士さんがうんと要る。うんと要って、園はあいているけれども、保育士さんがいないけん、もう入れられんという状況がありますので、この保育士を確保すれば、今の園で受け入れ態勢ができるかと思います。この保育士確保、あるいは保育所の状況は八女市の場合どういった状況なのか、お尋ねします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

4月現在での保育士の確保については、おおむね定員に合わせたところで、各保育所、保育士の確保をしていただいているところがございますけれども、それでもなかなか保育士の確保が難しいということで、次年度でございますけれども、平成31年度、子育て支援員、いわば保育士になる前に子育て支援員制度というのがございますけれども、そのような者でも

保育の支援者となることができます。もしくは子育て支援員以下、いわば子育て経験者でも基本的には保育所の中で保育の支援者として働くことができます。それも国の補助としてでございますので、来年から、新規ではございますけれども、保育士の確保が難しいところについては、そのような支援員制度なんかも活用しながら、保育士の確保の補充として、制度を活用してまいりたいということで考えているところでございます。

それとあと、各市町村で単独でいろんな奨学金なんかの交付もやっていますけれども、実は既に福岡県の社会福祉協議会のほうで就職準備金でありますとか、今、保育士さんの子どもさんを預けるための保育料の一部貸与なんかがございますして、その貸与につきましても2年間引き続き児童福祉施設に従事した場合についての減免措置なんかもございますので、そういった制度なんかも御紹介しながら、保育士の確保には努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

何か、私も初めて聞きましたけれども、保育士さんではなくても保育園では保育することができるという話ですけども、やっぱり本来は正式な保育士さんがきちっと配置されて、そこでちゃんとした保育が行われるというのが本来の筋だろうと思います。不足しているから、とにかくそれで賄おうということかもしれないけれども、やっぱりそれは本来の姿ではなくて、八女市の後継ぎさんで貴重な人材をないがしろに、足らんからというてにわか仕立てにするんじゃなく、やっぱりきちっとした正式な保育士さんをそろえてこれはやらんと、とりあえずそういうことでやりましょうかじゃ、ちょっと。市長、どう思われますか。私はちゃんとした保育士さんをそろえてやらんと、これはちょっとまずいと思いますけど。

○議長（川口誠二君）

市長、時間がございませんので、簡単に。

○市長（三田村統之君）

保育士の育成については、確保についても努力していきます。そのためには、保育の資格を持っている人は八女市外に八女市出身の方でたくさんいらっしゃいます。そういう方をふるさとに戻ってもらって、子どもたちの育成に協力してもらおうとか。

それから1つだけ、人口の状態、流入人口が多くて、流出人口よりも今多いんです。なぜ人口が減っているかという、高齢者のやっぱり死亡が大きな原因。ですから、若い世代は結構集まり始めているんです。そこを何とか我々はやらなきゃいかんと、それはわかっています。

○21番（森 茂生君）

終わります。

○議長（川口誠二君）

21番森茂生議員の質問を終わります。

2時30分まで休憩します。

午後2時16分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

18番三角真弓議員の質問を許します。

○18番（三角真弓君）

皆様、大変にお疲れさまです。公明党の三角真弓でございます。本定例会、また、今期最後の一般質問となりました。どうか最後まで御清聴よろしくお願いいたします。

では、さきの通告に従って一般質問を行ってまいります。

初めに、地域包括ケアシステムについてであります。

出生数の低下などで日本の総人口が減少する中、高齢者の人口は2040年ごろピークになると言われております。

2040年の男女別に年齢ごとの構成をあらわした人口ピラミッドを見ると、推計値では65歳以上の老年人口のボリュームが大きく、15歳から64歳の生産年齢人口と14歳までの年少人口が少ない状況になっております。2015年時点では1人の高齢者を3人から4人の現役世代で支えている格好ですが、2040年は1人から2人で支えるようになります。一方、急激な高齢化によって、社会保障給付費は膨張を続けていきます。国の平成18年度の給付額は、年金、医療、介護の3分野で約121兆円になっております。これが2040年になりますと、給付額は188兆円から190兆円と約5割以上もふえてまいります。

こうした現象は本市も否めません。本定例会で提示されました平成30年度の特別会計の数は、国民健康保険事業費、介護保険事業費、そして、後期高齢者医療費を合わせますと約180億円、これは一般会計の約半額近くにもなっております。こうした現状に手をこまねいては、制度そのものが破綻しかねません。本市といたしましても、担い手を確保し、持続可能で安定した市民の皆様の暮らしを守っていかねばなりません。

中山間地域を抱える本市の高齢化率も、1月末で34.59%となっております。八女市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の中でも、地域で高齢者を見守り支え合う地域包括ケアシステムの充実は、医療、介護等の負担の軽減から、高齢者の安全と安心のまちづくりの構築が図られます。旧市、旧町村ごとの現状、課題についてお尋ねをいたします。

次に、母子生活支援施設ひまわり園についてお尋ねをいたします。

千葉県野田市で小学4年生の女兒が虐待で亡くなった事件は、非常に悲しく、残念な結果

となりました。しかし、今や児童の児童虐待相談件数は右肩上がりに増加し、2017年度で年間13万件を超えております。

本市での家庭児童相談室の相談件数も年々増加し、相談内容も多岐にわたっていると考えられます。一人の子どもも置き去りにしない社会の構築、未来への先行投資との考えを鑑み、ひまわり園の施設を中心に、複合施設として将来の八女市を担う子どもたちの安心・安全の居場所づくりへと拡充していただきたい旨お尋ねをいたします。

あとは、質問席にて順次質問させていただきます。前向きな答弁を心よりお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

18番三角真弓議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、地域包括ケアシステムについてでございます。

旧八女市、旧町村ごと、どこまで計画ができていくのかというお尋ねでございます。

市では旧市町村単位を日常生活圏域に位置づけて、6圏域に地域包括支援センターを設置し、並行して配置している生活支援コーディネーターとともに、地域包括ケアシステムの構築を目指しております。

具体的には、個別ケースに対応する小地域ケア会議、日常生活圏域全体の課題に対応する日常生活圏域ケア会議、八女市全体を包括する地域包括ケア推進支援会議の3層の会議を設置して、支援体制を整えているところでございます。

各層の会議では、行政区長、民生委員・児童委員など、地域のさまざまな関係団体と連携して、地域の課題の把握や解決に向けた協議を進めています。

今後も、地域のさまざまなネットワークの取り組みと連携を深めて、地域の皆さんで見守り支え合う体制づくりを支援しながら、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に努めてまいります。

次に、医療機関との連携はとれているのかという御質問でございます。

在宅医療と介護の連携につきましては、本年度から八女筑後医師会と連携協定を締結し、在宅医療・介護連携推進協議会を設置いたしました。この連携協定は、八女筑後医師会が管轄する八女市、筑後市、広川町との広域協定で、八女筑後地域での広域的な取り組みとなっております。

本年度は、協議会において医療職や介護職、薬剤師など多職種による地域課題の抽出作業を行っております。また、医療現場と介護現場で共通して活用することのできる情報共有シートなどの検討もあわせて実施しており、医療から介護、介護から医療といった容態の変化にもスムーズに対応できる環境の整備に取り組んでいるところです。

八女市は広域なエリアに医療機関と介護事業所が点在し、その分布には地域格差がござい

ます。高齢者の在宅支援を推進していくためには、医療と介護の連携が大変重要であり、今後も医師会との連携を深めていく必要があると考えております。

次に、母子生活支援施設ひまわり園についてでございます。子どもたち、乳幼児を含めてでございますが——を取り巻く環境の中で、今後どのように運営されていくのかというお尋ねでございます。

母子生活支援施設は、さまざまな生活課題を抱えている母子家庭を保護し、自立することを目的とした施設でございます。家庭の中の不安や困難が複合し、保護者が子どもと向き合うことが難しい家庭の課題に丁寧に対応しながら、日常生活がスムーズに行われるよう、現在もさまざまな支援を行っております。

今後も母親と子どもが安心・安全に暮らしていけるよう、多方面からの支援と、また、引き続き地域の皆様との交流を図りながら、ひまわり園を運営していくことで、本市の子ども家庭支援体制の強化も図られるものと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○18番（三角真弓君）

今回、7期目の介護保険事業が平成30年よりスタートいたしました。地域包括ケアシステムという言葉が使われ始めて久しくなりますけれども、平成12年から介護保険がスタートいたしましたけれども、この地域包括ケアシステムを構築していくというそのもの自体が語られ始めて、どのくらいなられますでしょうか。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

この地域包括ケアシステムにつきましては、厚生労働省が団塊の世代が後期高齢者、75歳に到達される2025年をめどに、地域の生活する高齢者の住まいとか、あるいは医療、介護、介護予防、生活支援などを一体的に切れ目のないサービス体制をつくり上げていきたいと思います。ということでスタートした概念でございます。

平成28年から具体的に八女市においてもその準備に取りかかってきたところでございますが、平成28年に地域包括支援センターを各生活圏域ごとに設置してスタートしたところでございます。その後、それぞれケアシステムの構築に向けた下準備ということで、現在進めているところでございます。

以上です。

○18番（三角真弓君）

平成28年度からそういうことでスタートしたとおっしゃいますけど、これは7期の介護保険の計画ですけど、5期、6期を見ましても、そのような言葉というのは使われております。特に合併をいたしまして、高齢化率というのは矢部で51%です。団塊の世代が75歳を迎える

ときのことを考えてといっても、もう既に八女市というのは、この包括ケアシステムが整った形になっておるべきときではないかと個人的に思うわけです。

その中で、今、地域包括支援センターが各支所に置かれていますけど、その人数と、どういう職務の方を各支所に配置されているのか、その点をお尋ねします。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

地域包括支援センターにつきましては、旧八女市に置いておりますのが直営の基幹型の支援センターでございます。そこにはケアマネジャー、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士の3職種を置いているところでございます。人数としましては12名。それと、立花につきましては4名、黒木5名、星野、矢部、上陽につきましては、それぞれ2名を配置しております。

ただ、この要件としては、先ほど申しあげました3職種、社会福祉士に保健師、それから、看護師、そういう職種がそろっているところでございます。

以上です。

○18番（三角真弓君）

今のは人数で、例えば、旧上陽町で看護師が1名とか、その内容がわかればお願いしたいんですね、職務。今のは人数を言われましたけど、旧八女市ではケアマネジャー、主任、また、社会福祉士とか。私は上陽町の2名の職務が何なのか、矢部がどういう職務の方がつかれているのか、これは筑水会に委託をされている事業だと思っていますけど、その内容を教えていただけますか。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

済みません、各地区の支援センターの職種については、今現在の状況について、ちょっと手元に資料を持ち合わせておりませんので、また後ほどお知らせをしたいと思えます。

○18番（三角真弓君）

どのような職種の方がこの体制で配置され、この方たちが高齢者にとって非常に重要な役割を担ってあると思っております。住みなれた地域で、この包括ケアシステムというのは、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援というものを、きちんとそこの地域で高齢者がその恩恵を受けながら生活ができる、そういうシステムづくりでありますので、その委託した包括支援センターの方たちの今の実態、これが高齢者の生活の支援に非常に大きくかかわってきていると思っております。

その中での業務ですね。例えば、かなり広い中山間地に高齢化率が34%を超えておりますし、点在して高齢者の方も住まわっております。そういう中での地域包括支援センターの各

支所ごとの、例えば、総合相談の窓口でもありますので、その相談件数、直近でいいんですけど、もしわかればお願いしたいんですけど。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

それぞれの支援センターに配置いたしております職種といいますのは、先ほど正確には申し上げられないと申し上げておりますが、基本、必要なのはケアマネジャーですね。それとあと、保健師とか社会福祉士が2名しか置いていないところは、ほかの地域でカバーし合っということで、今、進めているところでございます。

その業務といいますのは、基本的には総合相談業務が基本でございますが、そのほか、介護予防事業の介護予防のケアマネジメントなども行っているところでございます。

現在、総合相談業務でどれぐらいの御相談があるかということでございます。これは平成28年度からスタートいたしました、平成28年度で1,300件、平成29年度で1,600件と、平成30年度につきましては1月現在で1,850件ほどございますので、平成30年度は2,200件を超えてくるのではないかと……（「各支所ごと、わかりますか」と呼ぶ者あり）各支所ごとに。ああ、済みません。（「直近のいいです」と呼ぶ者あり）

平成30年度の年度途中でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）平成30年度の年度途中で申し上げますと、八女市の1月までの10カ月で896件、それから、立花で354件、黒木で278件、上陽で172件、それから、矢部で231件、星野で135件と、合計1,846件が4月から1月までの10カ月の数でございます。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

この相談というのは、支所とかに高齢者の方がお見えになってからの相談でしょうか。あるいは訪問しての相談も含めた内容になっているのか、その点、数の内容をお願いします。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

相談をされる方ということでございますけど、一番多いのは御家族からの御相談でございます。そして次に、民生・児童委員さん、そして、御本人、それから、ケアマネジャー、あるいは行政職員という形で相談をいただいているところでございます。

○18番（三角真弓君）

この相談は、今回出していただいた高齢者数と高齢化率と介護認定者数と認定率ということで、皆様のタブレットにも送信されておりますけれども、ここに見えないところがあって、要するに利用率というのが80%以上にはなっておりますけれども、高齢者の数から見た場合に、15%だったり、多くて19%ぐらいになっているんですね。本当に高齢者の方が介護認定

を受けていらっしゃる、それで住んでいらっしゃる方、また、介護認定を受けていても利用ができていないという法のはざまにいらっしゃる方たちというのは非常に心配をしておりますし、今後、介護認定もふえていくというのは間違いないと思っております。

この包括支援センターのほうから各支所に配置された方たちがそれぞれの高齢者のところに訪問をするという訪問回数というのは課長のほうで掌握をされておりますでしょうか。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

相談の受け付けの形態ということで申し上げますと、一番多いのは、やはり電話でございます。次いで、来所、そして、訪問が3番目ということでございますが、件数別に申し上げますと、電話が731件、それから、来所して御相談いただくのが697件、こちらから訪問して相談を受けているのが413件というところでございます。

○18番（三角真弓君）

訪問、私は毎回毎回、保健師の配置も訴えてきましたけれども、1カ所、平成31年度も支所への配置というのを、今、黒木のほうで包括支援センターのほうに保健師の方がいらっしゃるということではありますけれども、やはり高齢者の実態というのは訪問をしてこそわかりますし、そういうことを考えたときに、件数が多いとか少ないという判断は別といたしましても、やはり今後の包括ケアシステムの中での医療、介護、介護予防、住まい、生活支援という中で、じゃ、ここの相談の中で一番今、多い相談というのはどのような内容になっているでしょうか。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

相談の内容別に見てみますと、やはり一番多いのは介護保険に関することでございます。これが42%を占めます。それから、次いで多いのが医療、健康に関すること、これが18%程度でございます。済みません、その前に、認知症に関する御相談が20%、それから、権利擁護に関する御相談が15%ということでございます。

○18番（三角真弓君）

1月末での高齢化率が34%を超えておりますけれども、高齢者のみ世帯が6,479世帯、高齢者世帯の約26%になっております。そういう中でのことを考えたときに、この相談件数が果たして多いのか、そして、高齢者の実態の把握というのが本当に行われているのかが、まずやらなければ、どういうことに困り、どういうものに支援をしていく必要があるのか。7期のアンケートの実態では、全地区あるのが買い物、通院なんですね。これがアンケート調査では一番の要望として出ております。

せんだって同僚議員の中らごみ出しのことの質問があつておりましたけれども、今、中

山間地域の中では、ステーション方式によって、もう車を返納しなくちゃいけないけど、ごみを持っていくのに、歩いて10分、15分のところまで斜面を歩きながらごみを運ばなくちゃいけないとか、結構そういう高齢者の方が多いんですね。そういったときに、八女地区でももちろんそうですけど、高齢化率は今からどんどんふえていきます。そして、買い物、通院というのが全市挙げての高齢者の一番の相談になっているわけです。それに対して、どのような手当で、どういうことを今から介護長寿課としては、今回、7期の計画の中で具体的にやっていかれようとされているのか、その点お願いしたいと思います。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

このケアシステムに向けてのそれぞれの支援体制ということで、行政が何をどう進めていくかということですが、まず、第7期で確立したいと考えておりますのは、それぞれの生活圏域できちんとした協議体を持つことが第一の目的でございます。ですので、先ほど市長答弁にもございましたように、現在、小地域ケア会議、それから、日常生活圏域地域ケア会議、地域包括ケア推進支援会議という3層の会議でもって、そのいろんな課題を解決していく協議をしていくということですが、この小地域ケア会議は個別に対応する会議でございまして、誰か一人の方に対して、その問題が発生したときに関係者が集まって、どう対応していくかという会議でございます。それで、なおかつ対応が不可能な案件が発生した場合は、これはやっぱり日常生活圏域できちんと整理をしていかないといけませんねという案件については、日常生活圏域地域ケア会議に諮っていく、そして、地域全体でどう解決をしていくか協議をしていくという地域力を高めながらの制度設計ということは今考えているところでございます。

ですので、今はそれぞれの東部旧村単位にそういう日常生活圏域地域ケア会議というのででき上がりがして、八女市については人口が集中しておりますので、それぞれ小学校区8校ございますし、その校区ごとに、やはりいろんな生活環境等も考え方も変わってまいりますので、今、その校区ごとに8つの会議をつくらうということで動いているところです。

先に進んでおります東部につきましては、そこで課題の整理、そして、それを解決するためには何をしたらいいかというところまでをケア会議で協議をして、じゃ、それをそこまで解決するためには誰が何をすればいいかという協議体が必要になってまいります。ですので、これからその課題解決に向けた協議体をつくっていくことになってまいります。もう既にまちづくり協議会等でそれぞれの校区動いていらっしゃる団体もございますので、できればその協議会と連動させていただきながら、その解決に向けて動いていただくという構想を持っているところでございます。

今現在、まちづくり協議会にも福祉部会とか高齢者対策部会など下部組織をつくっていた

だいて御協力いただいているところもございますので、その後も連携をとりながら進めてまいりたいと思っております。

○18番（三角真弓君）

このシステムがうまく軌道に乗っていくためには、それぞれの地区ごとの包括支援センターが非常に重要なポストを占めてくるのかなと思っております。なかなか電話での対応だったり家族の対応も大事でしょうけれども、実際訪問をして高齢者の実態を知ることが、やはり一番身近に実態把握につながっていくと思っております。

確かに、例えば、介護認定等を受ける場合は、御本人さんに会って家庭の状況も把握してありますけれども、まだまだ認定率というのが非常に低いですので、認定を受けていられない高齢者、先ほども申しましたように、ここにどう対応していくのかというのが今後の大きな課題ではないかと思っております。

それと、本来であれば24時間の訪問介護・看護というのがこの包括システムの中の一つの重要なものになっておりますけれども、今回いただいた資料を見ますと、先ほどの市長の答弁にもありましたように、介護サービスはやはりそれぞれの地区でかなり開きがあるとおっしゃいましたけど、確かにそれがこの数字として出ております。

特に大事なのは、今、在宅でのみとりというの也被われておりますし、医療、介護の連携が今からどう図られていくかという中で、この資料を見ましても、訪問介護より訪問看護が非常に少ないんですね。特に、矢部で9件、星野1件、立花21件、上陽3件、黒木21件、八女84件ということで、旧八女市が84件ですけど、ほかは、特に星野なんかは1件という考えられない数ではあるんですけども、要するにそういう訪問看護をするのが、今、どういうところが八女市内での訪問介護、また、介護に携わっているのか、そこら辺が東部と旧八女市との格差が非常にありますけれども、どういうところに委託をされて訪問介護・看護をされているのか、旧八女市、また、東部を含めて内容をお願いします。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

お手元に配付しております利用別の内訳で申し上げますと、24時間対応の訪問介護・看護といいますのは、地域密着型サービスの下から3番目、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に相当するものでございます。現在、八女市に1つ、立花に1つ、市内に合計2カ所ございますが、そのサービス事業所から提供をされているもの、あるいは医療系の訪問看護ステーションからも看護師のサービスを行っていただいているというのが現状でございます。

○18番（三角真弓君）

特に、東部の訪問看護ステーションの充実を今から図っていかれる計画はありますか。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

今の段階ではなかなか判断がつきにくいところがございますけれども、現在、在宅医療・介護連携の協議を進めております。その中で、一定の治療が終わって在宅に戻ることができる、ちょうどはざまの方を在宅のほうにお返ししながら、在宅での医療・介護連携のサービスを提供しようという構想もございますので、そこら辺が少しずつ動き出せば、もしかしたら訪問看護ステーションの増設ということもあるかもしれませんが、今の段階で、じゃ、どれだけ必要だというのが把握できておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

○18番（三角真弓君）

今、課長おっしゃるように、把握ができていないということが問題だと思っております。待ったなしの高齢化の、40%以上、旧八女市以外、また、それに近い数の高齢化率でありますので、非常に必要性というのは待ったなしだと思っております。そういう中で、24時間訪問介護・看護、そして、この包括ケアシステムが本当に一日も早く構築されるのを高齢者の皆さん方が待っていらっしゃると思っております。そのためには、本当に民生委員さん、そういったケース会議等を開きながら、実態を把握しながら、それに沿ったそういうものを立ち上げていくということが急がなければならないものではないかと実感をしてしております。

特に、中山間地域の方はいろんなところに広大な地域で点在して住んでいらっしゃいますし、同じ八女市にいても、同じような介護の恩恵を受けていく必要があるのがやっぱり今後は大事でしょうし、最近よく思うのは、今、介護認定を受けていなくても住宅改修等の補助が出るようにしていただいておりますけど、これを知らない高齢者の方がたくさんいらっしゃいます。そういったこともぜひ周知をしながら、やはり住みなれた地域で、そして、最後までそういう生活が安心と安全の暮らしを高齢者の方がするためには、どうしてもこの包括支援センターの役割というのが重要になってきますし、電話とかじゃなくて、訪問をすることで高齢者の実態の把握をしながら、より急ぐべき課題、また、立ち上げなくてはならない制度というのに、やはり家庭への訪問というのが一番大事ななと思っておりますので、包括支援センターの稼働、そういったものに対して、ぜひ課として前向きに取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

その点について、部長、どのようにお考えでしょうか。

○健康福祉部長（坂井明子君）

お答えいたします。

各圏域に設けておりますセンターはもちろんのことですが、ひとり暮らしの高齢者、それから、高齢者のみの世帯、こういった実態を把握することは大事だと思っております。民生委員さん方とか訪問していただきまして、台帳をつくっていただいて、お一人お一人を見守りながら支え合う体制づくりを民生委員さん方にも御協力いただいております。地域包

括支援センターとともに、民生委員さん、それから、地元の方々の御協力を得ながら、きめ細かく見守りをしていきたいと考えておるところです。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

では、次に行きたいと思います。

同僚議員のほうからも、母子生活支援施設ひまわり園に関する質問がせんだってございました。今の、特に、虐待による件数が毎年毎年ふえてきているということで、本当に悲しい社会現象の一つだと心を痛めておる者の一人でございます。

そういう中で、今、八女市には黒木と本庁内に家庭児童相談室がありますけれども、直近で構いませんけど、相談の件数、それと、中身——これは、先ほどの質問もそうですけど、今回の質問も私は過去に数回やらせていただいておりますけれども、本当に高齢者の問題と未来を担う子どもたちの問題というのは非常に大事な課題だと思って、今回、2つ取り上げましたので、今の家庭児童相談室の実態、相談の件数ですね、それぞれの黒木と本庁、そして、相談内容がわかれば、その内容をお願いしたいと思います。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

家庭児童相談室の事業でございます。まずは、黒木も含めました相談件数の合計でございますけれども、実件数といたしまして、直近といたしまして平成29年度でございます。実件数430件、延べ件数といたしまして3,332件でございます。その内数といたしましては、相談内容の一番多いものといたしましては、養護に関する相談が約40%、次に、児童の虐待に関する相談が約18%、続きまして、しょうがいに関する相談が9.3%、育成に関する相談が7.7%、非行に関する相談が4.2%、あと、その他ということにつながっております。

その内数でございますけれども、黒木分が別にございまして、黒木分の総件数、実件数といたしましては98件、延べ件数といたしましては908件、中身の内訳といたしましては、養護に関する相談が1位でございまして約50%、2位が育成に関する相談でございまして17%、3位が児童虐待に関する相談でございまして15%、次に、しょうがいに関する相談が9.2%、その他という形になっているところでございます。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

八女市でもこのような実態がございます。家庭児童相談室の相談の中身によって、ひまわり園へつないだり、そういう虐待相談が今あるということをおっしゃいましたので、そういったのは久留米の児童相談所とか家庭児童相談室が対応していると思っております。

その中で、今、そういう虐待からひまわり園のほうに母子の方たちを移して、本当にそこで虐待から守っていくということというのは現実あっておりますでしょうか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

うちDVに関する相談についての措置という質問かと思われかもしれませんが、市内のDVに関する方たちについては、ひまわり園のほうには案内はしておりません。市外の母子生活支援施設ということで措置をしておると。具体的には4世帯11人を今、支援しておるという形でございます。

現在、ひまわり園のほうにつきましては、6世帯15人がおりますけれども、そのうち1世帯が市外からのDVの措置者という形になっているところでございます。その他につきましては、生活の貧困であったり精神的な面であったり、そういったところでの支援という形で現在進めておるところでございます。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

今回、平成31年度から子育て世代包括支援センターというのがやめっこ未来館に設置されます。そういうことで、ゼロ歳から18歳までの子どもたちをやはりしっかり支えていくということで、やめっこ未来館にできますけれども、これはあくまでも旧八女市ですね。これは東部のほうはどのように考えていらっしゃいますか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

子どもの虐待の面から、母子保健のほうから、さらには子育て支援のほうから連携をして、いわば支援をしていこうという制度が子育て世代の包括支援でございます。一般的には虐待の一つの施策ということでも言われているところなんですけれども、子育て支援施設の基地といたしましては、やめっこ未来館のほうに設置をさせていただいて、いわば必要に応じて家庭訪問等を行ってカバーをしてまいりたいということで考えておりました、御質問の内容といたしましては東部のほうかと思っておりますけれども、やめっこ未来館のほうからの訪問という形で対応してまいりたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

先ほどの延べ件数を合わせると4,000件近い相談がっておりますし、子どもたちの悩み、相談というのが、見えませんが、それだけの数が上がっているということで、しかも、今回、悲惨な虐待による死亡事件があつて、国としても、子ども家庭総合支援拠点の設置ということで、子どもたちをいかに虐待から守っていくのかということで、そういうのも設置

しなさいという、今の国のほうではそのような動きになっております。

そういう中で、例えば、夜間の対応ですね。虐待を受けて、行くところもない。それを児童相談所が対応しなかったという事例も実際起こっておりますし、地域共生の居場所づくりだったり、あるいは昨今よく言われるひきこもりというのが非常に高齢化をしているということです。これも早いときから対応しておけば済む問題ではあるかなと思いますけれども、このひきこもりの年齢が40歳から50歳と高齢化してきているとも言われております。子どもたちの20代、30代のときにやはりそういう支援があれば、そういう状態にならなくて済むでしょうし、こういう虐待が本当に毎年毎年ふえていく中で、今からどうやって八女市の子どもたちを守っていくのかということ考えたときに、やはりそういった子どもたちの居場所がどうしても必要だと個人的にも強く思っております。

確かにせんだっての同僚議員の質問で、市長のほうから、やはり国や県のやるべきことだということを市長が申されました。こういうことを言うのであれば、ちょっとこれは言っているのか悪いのか非常に悩んだんですけども、私は市長のお母様がお亡くなりになったときの市長の御挨拶に非常に感銘をいたしました。私は市長の幼いときのお母様と市長の関係ということ聞いたときに、ああ、市長の政治生命というのはこういうところから来ていらっしゃるんだろうということを深く感じた者の一人だと思っております。

そういうことを考えたときに、本当にこれだけ、目には見えないけれども苦しみ悩んでいる子どもたち、今、世界の国連でも言われているように、SDGs、誰一人取り残さないという考えのもとに、やはり将来を担う子どもたち、八女市を担う子どもたちを何とか救っていくためには、それが一つの新たな施設をつくるというよりも、ひまわり園を一つの拠点として、本当に居場所がなくて、それは高校生、あるいは中学生、小学生でも、私も子ども食堂の手伝いに行ったとき、前回も申しましたが、そういう子どもたちがいっぱい来ております。それが八女市のある面での実態だと思っております。

そういうことで、本当に厳しい財政というのはわかっておりますけれども、本当にひまわり園の施設長を初め、長い間、子どもたちを見てくださっていますし、今、50代、60代のお母さんたちが、その母子寮で育てていただいて今の生活があるという方に私も何人もお会いいたしました。ですから、今の子どもたちの置かれた実態の中で、ひまわり園の拡充ですね、ひまわり園は本当に地域の中に寄り添い、地域の行事に出向き、地域と共生の地域づくりに尽力をさせていただいております。

そういうことを考えたときに、ぜひひまわり園の拡充を、今、現状の実態を把握され、家庭児童相談室やひまわり園の先生を初め、教育長を初め、そういった子どもたちにかかわる方たちの意見を十分に把握されて、そして、一人でも取り残さない、子どもたちの将来、2040年になれば、1人から2人が高齢者を支える時代がやってまいりますので、そのことを

鑑みたときに、ひまわり園のそういう拡充に関して、市長、ぜひ前向きに考えていただきたいということを切に思っておりますので、御答弁のほうよろしくお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

三角議員にお答えをいたします。

おっしゃるように、今、特に母子家庭にはさまざまな困難や生活上の問題がありますし、また、子どもと向き合う機会が非常に少ないと。母子家庭については、心を込めて子どもと話し合う、そういう場が非常に少なくなっている。したがって、子どもも孤立化して、やはり今おっしゃるように、犯罪とかいろんな問題を起こしかねないというのが今日の現状ではないかなと思っております。

ひまわり園については、ですから、基本的にはもうおっしゃるとおりだと思うんです。ひまわり園につきましては、先刻の答弁でも申し上げましたけれども、いわゆる国、県の助成制度がないんですよね。今のひまわり園の施設を見ても、これでは、なかなか親子で楽しく会話ができて、そして、安心して安全な環境の部屋で過ごすことはできないんじゃないかなとも思っておりますし、ですから、改修の要望も一度出たこともございます。

私としては、これは国、県が真剣に、やっぱりこれだけの問題が国で発生する中で、ひまわり園に対する取り組みが余らないと。むしろ大牟田みたいに取りやめていくところがある。それを見過ごしていっているという状況でございますので、私は極端に言いますと、あの施設、部分改修だけでなく全面改修して、もっと環境がよくなれば、親子であそこに行きたいと、住みたいという人ももっと出てくるんじゃないかと思っておりますので、これは県の担当部局、あるいはまた知事にも、県としてしっかり取り組むべき問題ではないかと、これは市町村に、基礎自治体に任せているだけでいいのかということ、議会が終わりましたら行くように考えておりますので、微力ながら努力はさせていただきたいと思っております。

○18番（三角真弓君）

最後になりますけれども、やはり一番大事な子どもたちの環境が、これほど生まれた家で、環境で、本当にそれぞれの格差があってはなりませんし、それをどう埋めていくのかという課題に対しては、市長が前向きに、本当に直接知事に当たってみようというお言葉をいただいたことは非常にうれしく思っております。

やはりいよいよ地域で子どもたちを育てていく時代というのも来ておりますし、いろんな形で今からの八女市を担う子どもたち、何度も言いますが、全員が八女市に生まれて、そして、大きな八女市の宝となり、財産となり、八女市を担っていく一人一人になっていただきたいと切に願うところでございます。

これをもちまして、ぜひきょう、次を立候補される議員様の心からの健闘を願いまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川口誠二君）

18番三角真弓議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

一般質問が終わりましたので、本日の日程は終了いたしました。

会期日程に従い、明日27日に議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時28分 散会